

垂井町

子育てスマイルプラン

次世代育成支援行動計画



～みんなでつくろう、子どもの笑顔があふれるまち～

平成 22 年 3 月

垂 井 町

はじめに

子どもたちが、心豊かで明るく健やかに成長していくことは、私たちの共通の願いです。しかしながら、近年、少子化の進行、家族形態の多様化や地域でのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての孤立化や育児不安などさまざまな問題が生じています。



このような中、国は平成15年7月に計画的な少子化対策への取り組みを推進するため「次世代育成支援対策推進法」を制定し、各自治体に市町村行動計画の策定が義務づけられました。

これを受けて、本町においても平成17年3月大垣地域1市8町で「大垣地域次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもたちと子育て家庭を支援するための関連施策の推進に取り組んでまいりました。

計画の策定から5年が経過した現在、計画の見直し時期を迎え、これまでの進捗状況を評価するとともに目標達成に向けた施策の課題を整理し、これからの5年間の子育て支援への計画的な取り組みを示すため、平成22年度から始まる計画を策定しました。

この計画では「みんなでつくろう、子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念として、時代を担う子どもたちが健やかに生き生きと育つために、家庭、学校、地域、企業などとの連携を図りながら、この計画の実現に向けて着実な推進に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました、垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画推進にもご協力を賜りますようお願い申し上げます

平成 22年 3月

垂井町長 中川 満也



目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景・趣旨	3
2 計画の期間	4
3 他計画との調和	4
4 計画の見直し体制	5
5 基本理念	6
6 計画の基本的視点	6
7 施策の体系	8
第2章 垂井町子育て・子育て環境	11
1 人口構造	11
2 子育て支援サービスの現状	13
3 本町の地域特性	17
第3章 広域計画の施策評価	21
1 施策評価の方法とその状況	21
2 基本目標別の中間評価	22
第4章 保育等事業量の目標設定	27
1 児童人口の推計	27
2 現在家庭類型と潜在家庭類型	28
3 定期的な保育等に関する事業の目標設定	31
4 地域における子育て支援事業の目標設定	35



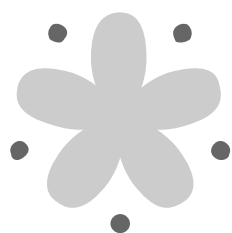


第5章 基本目標ごとの施策展開.....	39
1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう	39
2 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう.....	45
3 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう.....	52
4 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう	60
5 安心して子育てのできるまちをきずこう	66
6 子どもにやさしいまちをきずこう	75
第6章 計画の推進に向けて	81
1 計画推進体制の構築	81
2 計画の内容と実施状況の周知.....	81
3 計画の進捗状況の把握	81
資 料 編.....	85
1 垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会設置要綱.....	85
2 垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会委員名簿.....	86
3 次世代育成支援対策推進法※.....	87
4 用語集.....	95

凡例

文中、「※」が付いている用語は、末尾にある資料編において語句説明をしています。





第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法[※]」（以下「法」という）を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率[※]は1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計）」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略[※]検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

また、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題が示され、②については地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成20年11月に可決され、同年12月に公布されました。

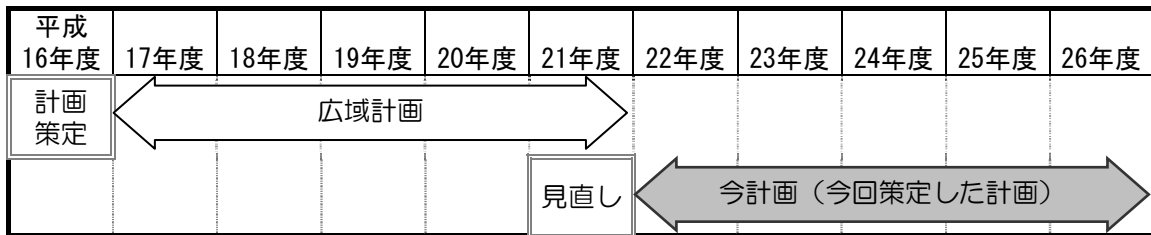
垂井町では、国の動きに合わせて平成17年4月に1市8町^注共同で「大垣地域次世代育成支援行動計画」（以下「広域計画」という）を策定し、計画に基づき少子化対策のための関連の施策を推進してきました。これに続く計画は、町単独で策定する運びとなりましたが、計画で扱う領域は児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるため、関係部署が横断的に取り組むとともに、住民をはじめ地域の支援団体・NPO、企業や労働者代表など、多くの方の協力が得られる策定体制を構築しました。平成20年度にアンケート調査による分析を行い、平成21年度では広域計画の施策等の中間評価を行い、少子化の進行抑制に向けて平成22年度から始まる計画を策定しました。

注）1市8町：大垣市、養老町、上石津町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、墨俣町、池田町



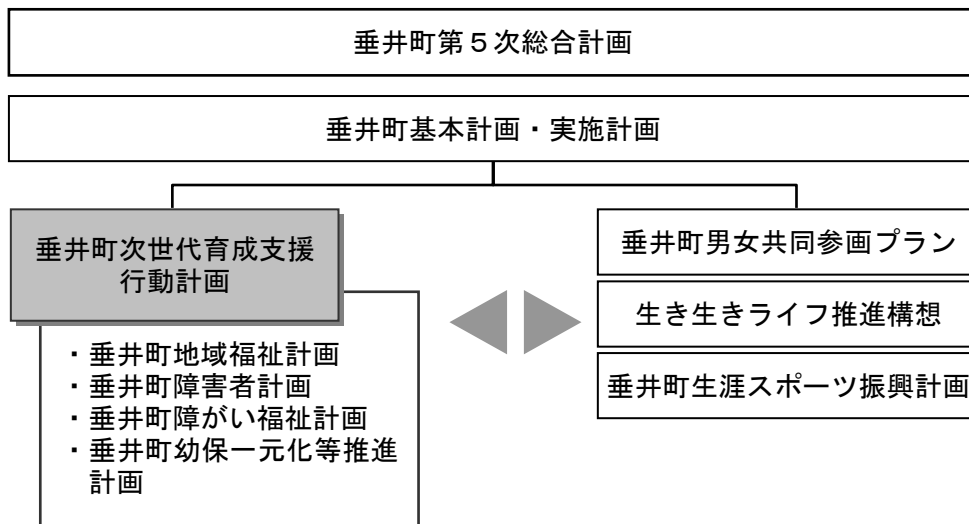
2 計画の期間

国が定める行動計画の期間は、5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画。ここでいう広域計画に当たる。）は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する今計画は、広域計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、平成21年度に策定しました。



3 他計画との調和

本計画は、国が示した「行動計画策定指針」に即し、「垂井町第五次総合計画」「垂井町地域福祉計画」「垂井町障害者計画」「垂井町男女共同参画プラン」「生き生きライフ推進構想」等関連計画との整合性を図り作成しました。





4 計画の見直し体制

(1) 垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会

本計画の策定・評価を行うことを目的に、福祉関係者、保健関係者、教育関係者等からなる「垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会」を組織し、計画の具体的な内容を協議することとしました。

(2) 次世代育成支援に関するニーズ調査

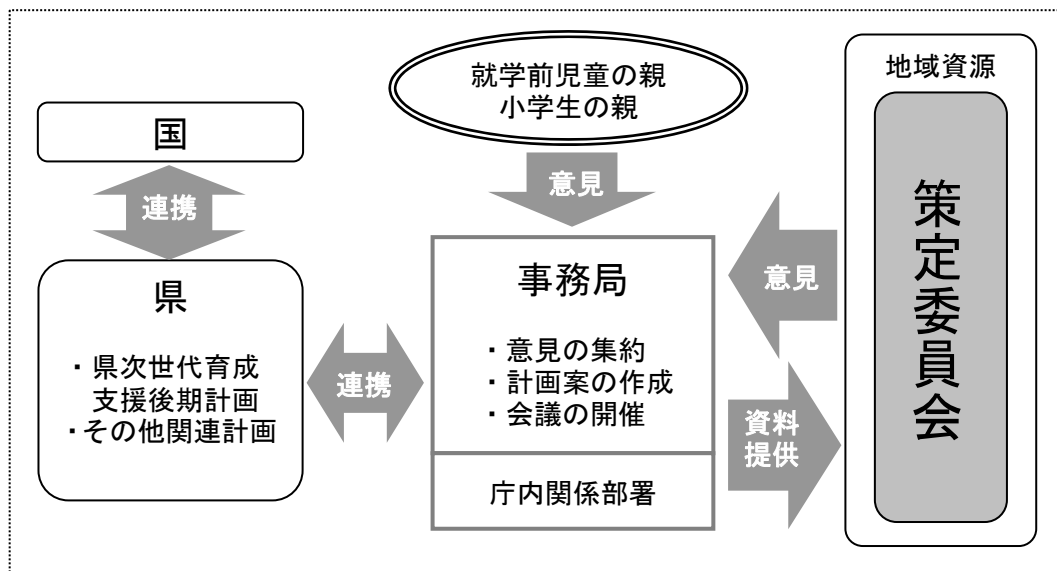
本町では、策定に係る基礎資料を得るため、次世代育成支援に関するニーズ調査を実施（平成21年3月）するとともに、施策・事業の進捗状況の点検・評価・見直し等を行いました。

■アンケート実施状況

	配布数	回収数 ^注	回収率
就学前児童の保護者	993件	749件	75.4%
小学1～3年生の保護者	870件	704件	80.9%

注) 回収数：回収した調査票のうち有効回答のみの件数

■垂井町行動計画の見直し体制図





5 基本理念

みんなでつくろう、
子どもの笑顔があふれるまち

子どもたちが健やかに心豊かに育ち、親が子育てに喜びを感じることができるまち、子どもの笑顔があふれるまち、垂井町はそんなまちでありたいと考えます。そのため、子どもたちがいきいきと活動し夢を育める環境づくり、親が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進していきます。その中で、次の世代に子育てのすばらしさ、家庭の大切さを伝えていきます。併せて、次世代の子どもと次世代の親の育ちを支援していきます。

これらの環境づくりは、子育て家庭だけでなく、行政、企業、学校、地域の人々みんなが、「次世代育成は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識をもち、協働して取り組むことが重要であると考えます。子どもと子育て家庭を、地域ぐるみで温かく見守り支援し、「子どもの笑顔があふれるまち」をめざします。

6 計画の基本的視点

(1) 次代の親の育成

核家族化の進展、きょうだいの減少などにより、子育ての知識や経験が次の世代に伝わりにくくなっています。また、自立し、家庭を築くという意識が薄れてきている若者が少なくありません。このため、若い親への子育て支援とともに、次代の親となる意識づくりや教育が求められていると言えます。

(2) 企業、地域などの子育て支援

次世代育成支援対策推進法^{*}においては、301人以上の従業員を有する事業主に対しても行動計画の策定を義務付けており^注、子育てに関する地域活動への理解や、育児休暇の定着、就労時間の配慮など、職場環境の改善が進むことが期待されます。子育ては、家庭はもちろん、行政、企業、地域などが協力して取り組むべき課題であるという認識を共有し、それぞれが、あるいは連携して次世代育成支援を進めていくことが必要です。

注) 平成23年4月1日以降は101人以上の従業員を有する事業主が対象です。



(3) すべての子育て家庭への支援

これまでの保育サービスは、働きながら子育てをしている家庭への支援が主でした。しかし、子育てにストレスを感じている人は、むしろ職場をやめて子育てをしている人の方が割合が高く、これらの家庭への支援が必要です。特に幼稚園や保育所に入園する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談や子育てサロンの充実、子育てグループの育成などが求められています。すべての子育て家庭が、安心して子育てができるようサービスの充実をめざしていく必要があります。

(4) 地域福祉の推進

子育てサロンやつどいの広場、緊急時の預かりなどの子育て支援、あるいは、子どもの育ちを支える地域活動など、ボランティアやNPOの活動が活発になりつつあります。これらの身近な地域でのきめ細かな、独自性のある活動が今後さらに求められます。また、自治会、子ども会、女性サークル、老人クラブなどは組織力があり、福祉意識が高まることによって、住民自らが参加する新しい形のサービスや活動が生まれ、その活動を通して新しい地域づくりが進むと考えられることから、関係団体と協力して、人材の育成や活動を支援していく必要があります。

(5) サービスの質の確保

サービスの充実について、これからの行政に求められる役割は、サービスの質の確保にあると言えます。より質の高いサービスが提供されるよう、相談・苦情に応じる体制の整備、民間サービスの指導などに努めていく必要があります。

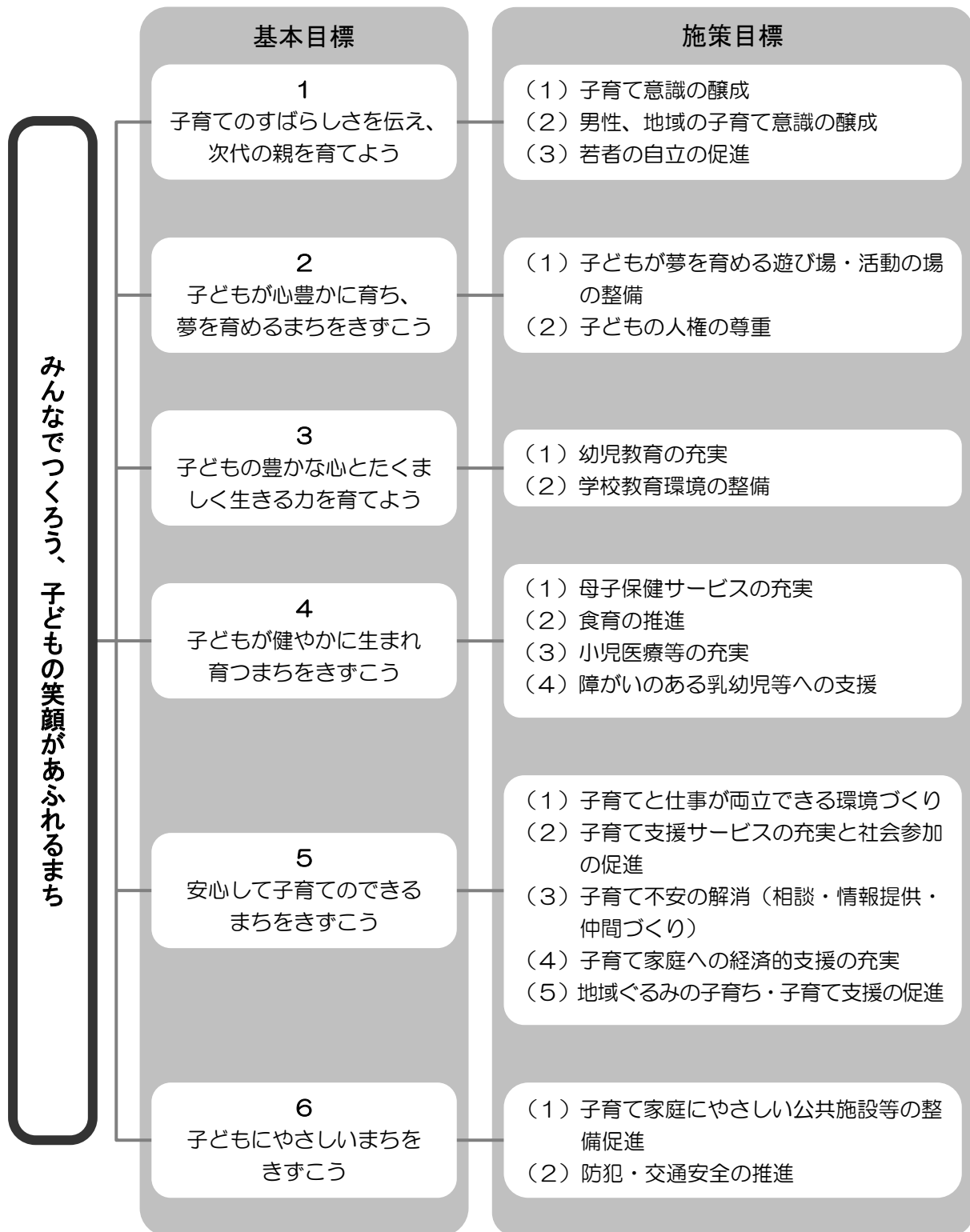
(6) 子どものために

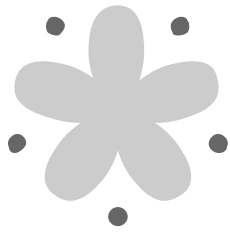
この計画では、多様な保育ニーズに応えるため、病後児保育、低年齢児保育、延長保育*の充実などを目標の一つとしますが、サービスの推進に慎重な意見も少なくありません。子どもたちのためにという視点を常に念頭に置き、これらサービスの推進と同時に、育児休業*制度の定着、再雇用制度の普及、就労時間の短縮といった子育て家庭を取り巻く環境の改善を推進する必要があります。





7 施策の体系





第2章

垂井町の子育て・子育て環境



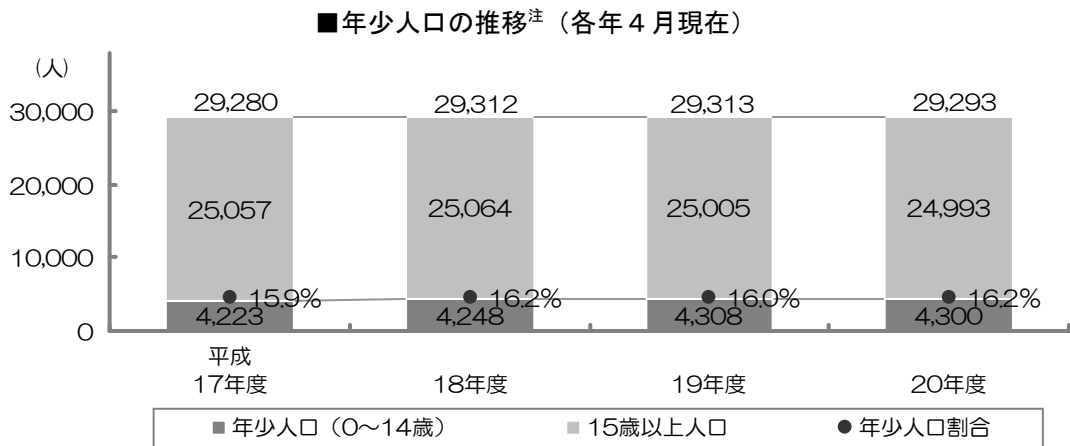


第2章 垂井町の子育て・子育て環境

1 人口構造

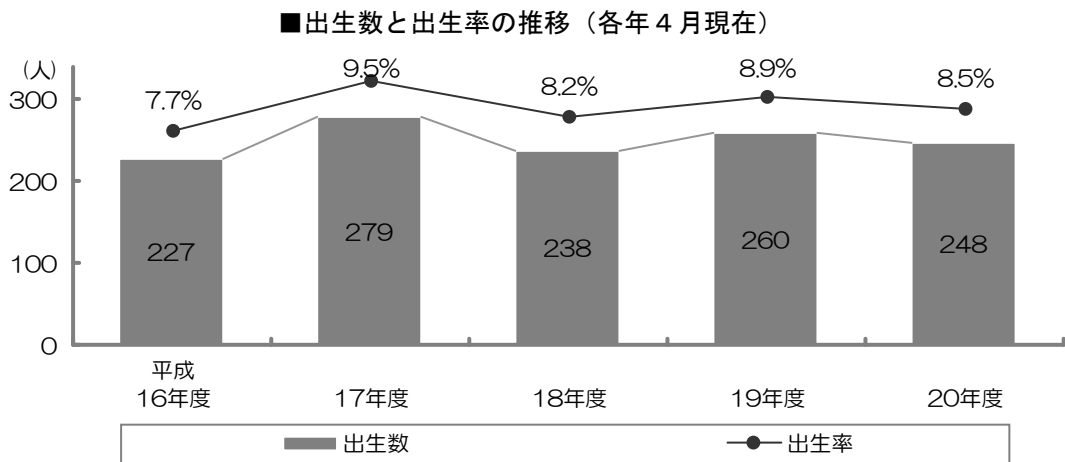
(1) 人口の推移

年少人口は、緩やかな増加傾向にあります。平成17年から20年でみると77人の増加となっています。また、年少人口割合でも緩やかな増加傾向にあります。



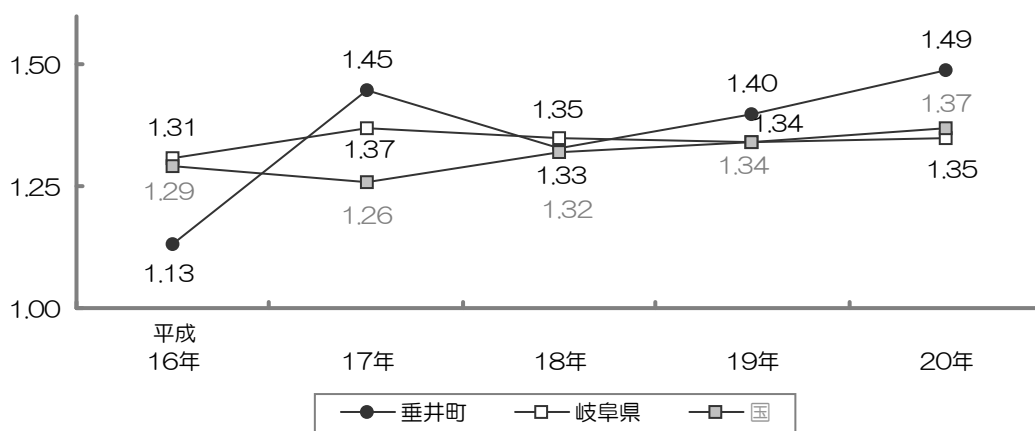
(2) 出生の状況

出生数は増減を繰り返しており、出生率も同様に推移しています。また、合計特殊出生率^{*}は、平成18年以降増加傾向にあり、全国や岐阜県と比較してみると、平成19年以降で本町が上回っています。





■ 合計特殊出生率※の推移（各年1月～12月）



（3）世帯の状況

6歳未満親族のいる一般世帯数をみると、昭和60年から平成7年まで減少した後は増減を繰り返しており、18歳未満親族のいる一般世帯数は、年々減少傾向にあります。また、平均世帯人員は年々減少しており、平成17年には3.11人となっています。

■ 世帯の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯数（世帯）	7,449	7,854	8,223	8,802	9,009
平均世帯人員（人）	3.66	3.56	3.42	3.22	3.11
18歳未満親族のいる一般世帯（世帯）	4,138	3,793	3,273	3,064	2,876
6歳未満親族のいる一般世帯（世帯）	1,542	1,296	1,186	1,269	1,227

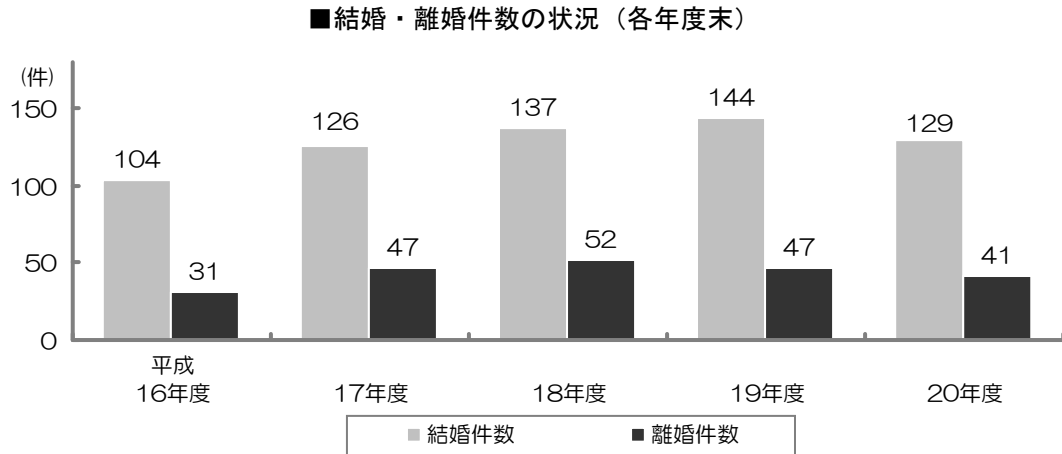
資料：平成17年国勢調査





(4) 結婚・離婚の状況

結婚件数は平成19年まで増加傾向にありましたが、以降は減少に転じており、離婚件数については平成18年度まで増加傾向にありましたが、以降は減少に転じています。



資料：住民課 戸籍係（戸籍事件表）

2 子育て支援サービスの現状

(1) 保育園の状況

保育園は9園で、入園児数はほぼ横ばいで推移しています。入園率でみると、9園のうちハチスチルドレンズセンターの入園率が96.4%と最も高くなっています。

■保育園数等の推移（各年4月1日現在〈広域入所除く〉）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
保育園数（か所）	9	9	9	9	9	9
保育士数（人）	101	101	99	97	96	100
入園児数（人）	738	748	744	742	733	726

資料：公立8・私立1 実員表、子育て支援係



■保育園別概況（平成21年4月1日現在〈広域入所除く〉）

	定員 (人)	園児数 (人)	入園率 (%)	保育サービス		
				乳児保育	延長保育※	一時預かり 保育
垂井西保育園	50	33	66.0	-	-	-
垂井東保育園	110	75	68.2	○	○	-
垂井北保育園	130	116	89.2	○	○	○
綾戸保育園	60	53	88.3	-	-	-
宮代保育園	100	76	76.0	-	○	-
表佐保育園	130	111	85.4	○	○	-
府中保育園	100	92	92.0	○	○	-
岩手保育園	45	35	77.8	-	-	-
ハチスチルドレンズ センター	140	135	96.4	○	○	-

資料：子育て支援係

■事業所内保育施設等の状況（平成21年2月1日現在）

	定員 (人)	入所児童数 (人)	保育時間 (時間)
博愛会病院	37	27	12.00
岐阜ヤクルト販売株式会社垂井保育ルーム	20	5	6.50
不破の関病院保育所	5	-	8.75

資料：子育て支援係

■病後児保育の利用状況（平成21年2月1日現在）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録者数（人）	36	27	17	23	20
利用延日数（日）	424	247	112	153	131

資料：子育て支援係



(2) 幼稚園の状況

幼稚園は7園ありますが、どの園も定員数を十分満たしているとは言えない状況です。入園率でみると、7園のうち垂井幼稚園の入園率が88.6%と最も高くなっています。

■ 保育園別概況（平成21年5月1日現在）

	定員 (人)	園児数 (人)	入園率 (%)
垂井幼稚園	70	62	88.6
宮代幼稚園	70	28	40.0
表佐幼稚園	70	29	41.4
合原幼稚園	35	5	14.3
府中幼稚園	105	36	34.3
岩手幼稚園	70	20	28.6
東幼稚園	70	55	78.6

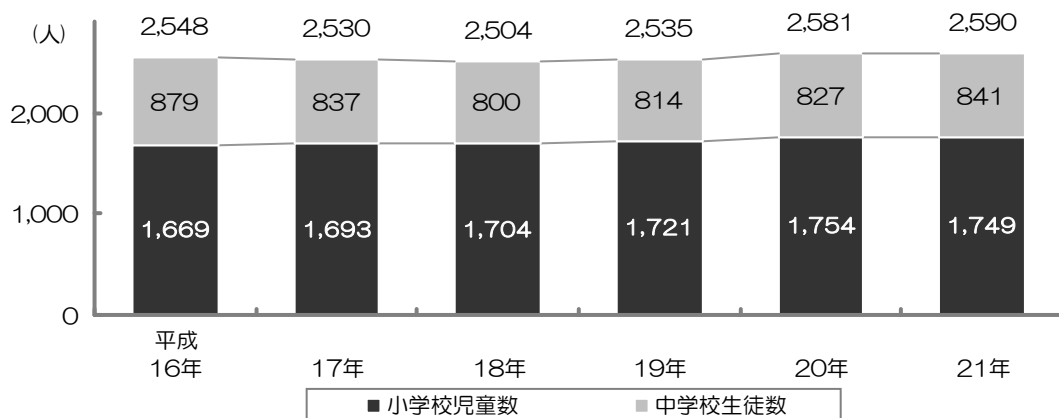
資料：学校教育課、学校基本調査

(3) 小学校・中学校の状況

小学校児童数は緩やかな増加傾向にあり、中学校生徒数は平成18年以降で緩やかな増加となっています。全体でみると、平成18年以降で緩やかな増加傾向にあります。

また、放課後児童クラブの登録児童数の合計は、平成16年以降現在まで年々増加し、平成16年と平成21年を比較すると、平成21年は平成16年のおよそ2倍にまで増加しています。

■ 小学校児童数・中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



資料：学校教育課、学校基本調査



■放課後児童クラブの登録児童数（各年4月1日現在）（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
垂井町小学校留守家庭児童教室	47	18	42	46	44	44
府中小学校留守家庭児童教室	26	30	34	38	45	41
東小学校留守家庭児童教室	53	51	53	59	60	79
宮代小学校留守家庭児童教室	-	37	41	42	39	41
表佐小学校留守家庭児童教室	-	-	-	35	44	42
合計	126	136	170	220	232	247

資料：子育て支援係

（4）地域子育て支援センター*の状況

地域子育て支援センターは2か所で、それぞれの保育園に設置されており、育児相談や園庭開放、親子遊びの開催などを行っています。

■地域子育て支援センターの状況（平成21年9月1日現在）

	設置場所	設置年月	職員	事業内容
表佐子育て支援センター	表佐保育園	平成8年8月	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日の9:00～15:00に実施 ・子育て家庭に対する育児不安や悩み等についての相談指導や親子での遊び場の提供。また、育児に対する情報交換の場としても提供している。 ・年間計画に基づいて、育児相談・栄養指導・保健指導・遊び方指導等を行っている。 ・移動子育て支援センターはセンター、サロンを設置していない公立5園に対して合計25回/年（表佐・垂井北合同）実施している。
垂井北子育て支援センター	垂井北保育園	平成17年4月	2人	

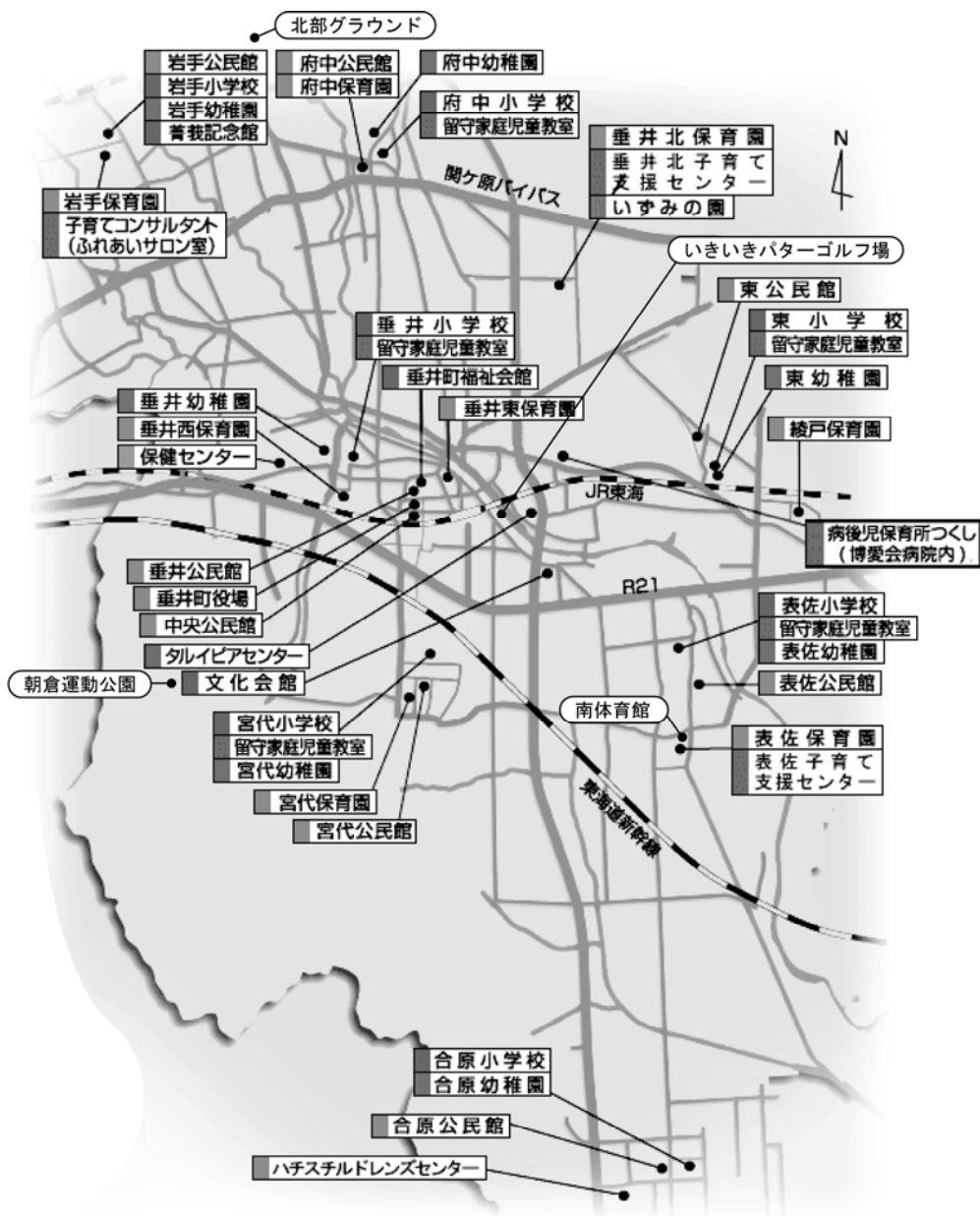


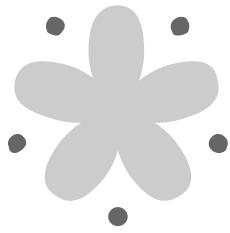
3 本町の地域特性

垂井町は、岐阜県南西部に位置し、大垣市や関ヶ原町、養老町、池田町、揖斐川町に接しています。昭和29年に周囲の村や町が合併し現在の町域となりました。

町の概要は平成21年4月現在、人口28,012人（外国人含まず）、9,235世帯、面積57.14 km²となっています。

伊吹おろしが吹く垂井町は、スポーツを通じて健康でたくましい心とからだをつくるために「スポーツの町」宣言をしており、町内には盛んなスポーツを行うために多くの施設が設けられています。こうした施設は、次世代を担う子どもたちの健康と精神を培うことに一役買っています。





第3章

広域計画の施策評価





第3章 広域計画の施策評価

1 施策評価の方法とその状況

広域計画の中間評価にあたっては、広域計画に盛り込まれている施策ごとの事業の推進状況を評価しました。

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価ランクは、「A＝事業拡充（事業内容に記載されている内容よりも、さらに拡充されている、進んでいる）」「B＝横ばい・継続（事業内容に記載されている内容を推進している、継続している）」「C＝停滞・事業を未実施（事業内容に記載されている内容の実施が遅れている、実施していない）」の3分類としました。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう	17	9	6	2
2 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう	39	13	14	12
3 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう	27	17	9	1
4 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう	26	14	7	5
5 安心して子育てのできるまちをきずこう	47	16	16	15
6 子どもにやさしいまちをきずこう	15	3	7	5
合計	171	72	59	40

事業全体でみると、171事業のうち「A」評価が72事業（42.1%）あり、広域計画で予定された以上の成果を収めています。次いで「B」評価は、59事業（34.5%）あり、事業が予定通り推進されている、もしくは継続している状況が伺えます。最後に、事業の実施が遅れている、もしくは着手されていない状況を示す「C」評価は、40事業（23.4%）となっており、今計画の事業内容や推進方法の見直しが必要といえます。



2 基本目標別の中間評価

(1) 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

「子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう」施策は、17事業のうちA評価が9事業、B評価が6事業、C評価が2事業で、実施事業の約88%がB評価以上となっています。

また、停滞・事業が未実施であるC評価は、施策②の「父親プログラムの普及」「次世代育成フォーラムの開催」となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
① 子育て意識の醸成	7	6	1	-
② 男性、地域の子育て意識の醸成	7	2	3	2
③ 若者の自立の促進	3	1	2	-
合計	17	9	6	2

(2) 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう

「子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう」施策は、39事業のうちA評価が13事業、B評価が14事業、C評価が12事業で、実施事業の約69%がB評価以上となっています。

また、停滞・事業が未実施であるC評価は、施策①の「公園緑地等の整備」「自然に配慮した河川等の整備」「緑道整備の推進」「科学・自然体験施設の充実」「中高生の居場所づくり」「子どもの自主活動・研究への支援」「子どもへの日本語指導の実施」、施策②の「子どもの意見表明の場づくり」「子どもが参画する学びの場づくり」「児童虐待*防止の啓発」「児童虐待防止研修の実施」「医療機関等の協力体制の確立」となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
① 子どもが夢を育める遊び場・活動の場の整備	30	13	10	7
② 子どもの人権の尊重	9	-	4	5
合計	39	13	14	12



(3) 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

「子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう」施策は、27事業のうちA評価が17事業、B評価が9事業、C評価が1事業で、実施事業の約96%がB評価以上となっています。

また、停滞・事業が未実施であるC評価は、施策①の「複数年保育の実施」となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
① 幼児教育の充実	10	5	4	1
② 学校教育環境の整備	17	12	5	-
合計	27	17	9	1

(4) 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

「子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう」施策は、26事業のうちA評価が14事業、B評価が7事業、C評価が6事業で、実施事業の約81%がB評価以上となっています。

また、停滞・事業が未実施であるC評価は、施策①の「女性の健康診査の充実」「乳幼児健康診査の内容の充実」「受診しやすい工夫」「相談、健康診査等での保健指導の充実」、施策③の「救急医療の知識の普及」となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
① 母子保健サービスの充実	12	7	1	4
② 食育の推進	4	2	2	-
③ 小児医療等の充実	6	3	2	1
④ 障がいのある乳幼児等への支援	4	2	2	-
合計	26	14	7	5



(5) 安心して子育てのできるまちをきずこう

「安心して子育てのできるまちをきずこう」施策は、47事業のうちA評価が16事業、B評価が16事業、C評価が15事業で、実施事業の約68%がB評価以上となっています。

また、停滞・事業が未実施であるC評価は、施策①の「看護・育児・介護休暇制度等のPR」「シンポジウムの開催」「一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ」「事業所内保育施設の整備促進」、施策②の「休日保育*の推進」「特定保育の検討」「子育て短期支援事業の拡充」「育児支援家庭訪問事業の実施」「産褥期ヘルパーの派遣の検討」「放課後児童クラブ（留守家庭児童教室）の障がいのある児童の受け入れ」、施策③の「子育てサークルの育成支援」「子育てサークルの活動の場の提供」、施策⑤の「子育てボランティアの育成」「NPO等市民団体の育成支援」「子育て人材バンクの整備」となっています。

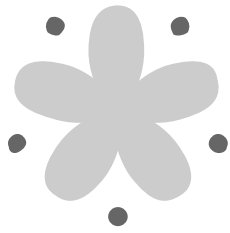
施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
① 子育てと仕事が両立できる環境づくり	9	2	3	4
② 子育て支援サービスの充実と社会参加の促進	19	5	8	6
③ 子育て不安の解消（相談・情報提供・仲間づくり）	10	7	1	2
④ 子育て家庭への経済的支援の充実	4	1	3	-
⑤ 地域ぐるみの子育ち・子育て*支援の促進	5	1	1	3
合計	47	16	16	15

(6) 子どもにやさしいまちをきずこう

「子どもにやさしいまちをきずこう」施策は、15事業のうちA評価が3事業、B評価が7事業、C評価が5事業で、実施事業の約67%がB評価以上となっています。

また、停滞・事業が未実施であるC評価は、施策①の「良好な住環境等の整備」「子どもにやさしい公共建築物等の整備」「ユニバーサルデザイン*を導入した整備」「子育てバリアフリー*マップの作成」、施策②の「地域の防犯ボランティアの育成」となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
① 子育て家庭にやさしい公共施設等の整備促進	5	-	1	4
② 防犯・交通安全の推進	10	3	6	1
合計	15	3	7	5



第4章

保育等事業量の目標設定



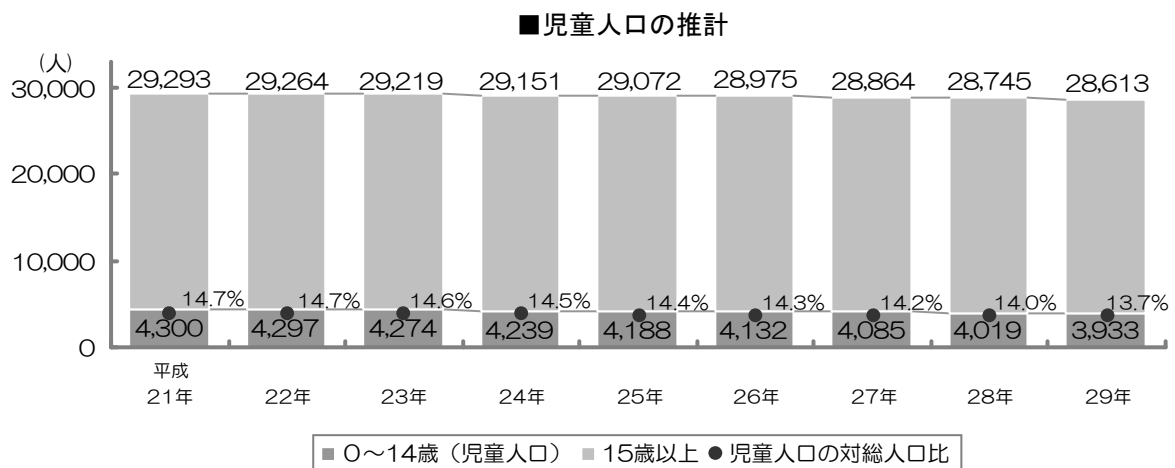


第4章 保育等事業量の目標設定

目標事業量の設定にあたっては、ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。その上で、今計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう。）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて定めました。

1 児童人口の推計

総人口は年々減少し、平成29年4月には28,613人になると推計されています。14歳までの児童人口も減少していき、平成29年4月には3,933人、総人口に占める割合も13.7%と14%台をきると推計されており、減少傾向にあります。



特に、8歳以下の推計人口を見ると、平成21年では2,521人いた子どもが平成29年になると2,149人にまで落ち込み、372人減少することが予想されています。

■ 0歳～8歳の推計人口 (単位:人)

目標年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	合計
平成21年度実績	240	264	284	296	255	277	290	314	301	2,521
平成22年度	226	255	274	294	295	256	286	287	316	2,489
平成26年度	203	221	237	253	257	274	295	302	306	2,348
平成29年度	190	209	222	235	238	246	262	264	283	2,149



2 現在家庭類型と潜在家庭類型

家庭のあり方が多様化している中、子育てに関するニーズは家庭における父親や母親の就労状況に応じて異なることから、目標事業量を設定するにはこれを考慮する必要があります。そこで今計画においては、家庭内の父親・母親の現在の就労状況に応じタイプAからタイプGまでの7種類の家庭類型に分け、さらには父親・母親の就労意欲を反映した潜在家庭類型ごとに保育ニーズ等を分析し、目標事業量の設定に反映していきます。

保育ニーズの分析は、まずアンケートによって現在利用しているサービスと、そのサービスを将来利用したいか意向を尋ね、その回答を基に家庭類型構成比別に割合（率）を算出します。また、コーホート変化率法を用いた人口推計により平成22年・26年・29年の児童人口を算出します。これに前述の各サービスを利用したい家庭類型の比率を掛け合わせたものが保育ニーズ量となります。これが目標事業量の設定の根拠となります。

	属性	定義
タイプA	ひとり親家庭	母子家庭もしくは父子家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	母親、父親ともにフルタイムで就労をしている
タイプC	フルタイム×パートタイム	母親、父親のどちらかがフルタイムとパートタイムで就労している。
タイプD	専業主婦（夫）	母親、父親のどちらかが専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム	母親、父親ともにパートタイムで就労をしている
タイプF	無業×無業	母親、父親ともに就労していない
タイプG	その他	上記以外



(1) 3歳未満児（0歳～2歳児）

- タイプB：平成21年 26.8% → 平成29年 33.2%（+ 6.4ポイント）
- タイプC：平成21年 9.1% → 平成29年 11.8%（+ 2.7ポイント）
- タイプD：平成21年 58.6% → 平成29年 50.0%（- 8.6ポイント）

平成21年	人口 (実績)	家庭類型／現在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	788	7	59	20	129	1	4	0
		3.2	26.8	9.1	58.6	0.5	1.8	0.0



平成29年	人口 (推計)	家庭類型／潜在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	621	7	73	26	110	0	4	0
		3.2	33.2	11.8	50.0	0.0	1.8	0.0

(2) 3歳以上児（3歳～5歳児）

- タイプB：平成21年 23.6% → 平成29年 46.8%（+ 23.2ポイント）
- タイプC：平成21年 41.6% → 平成29年 26.0%（- 15.6ポイント）
- タイプD：平成21年 27.4% → 平成29年 20.1%（- 7.3ポイント）

平成21年	人口 (実績)	家庭類型／現在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	828	29	108	190	125	1	4	0
		6.3	23.6	41.6	27.4	0.2	0.9	0.0



平成29年	人口 (推計)	家庭類型／潜在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	719	29	214	119	92	0	3	0
		6.4	46.8	26.0	20.1	0.0	0.7	0.0



(3) 就学児（6歳～8歳児）

- タイプB：平成21年 21.5% → 平成29年 45.0%（+ 23.5ポイント）
- タイプC：平成21年 42.8% → 平成29年 27.6%（- 15.2ポイント）
- タイプD：平成21年 26.3% → 平成29年 18.2%（- 8.1ポイント）

平成21年	人口 (実績)	家庭類型／現在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	905	56	138	275	169	1	3	0
		8.7	21.5	42.8	26.3	0.2	0.5	0.0



平成29年	人口 (推計)	家庭類型／潜在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	809	56	289	177	117	0	3	0
		8.7	45.0	27.6	18.2	0.0	0.5	0.0





3 定期的な保育等に関する事業の目標設定

各サービスの目標事業量は、家庭類型別の児童推計数及び調査結果から算出された利用率をもとに推計しました。

(1) 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスとは、平日の8時30分～16時30分の間、乳児や幼児を預かり保護者の代わりに保育を実施するサービスです。

【目標量】

■認可保育所

目標年度	3歳未満児	3歳以上児	0歳～5歳
	人	人	合計(人)
平成21年度 (実績見込み)	207	543	750
平成22年度	207	554	761
平成26年度	207	514	721
平成29年度	207	471	678

【目標量設定の考え方】

通常保育^{*}は、町内では現在、9か所で実施されています。今後はタイプA（ひとり親家庭）の家庭の子どもが増加するものの、タイプC（フルタイム×パートタイム）とD（専業主婦（夫））の家庭の子どもは減少していくことが予測されるため、現状を維持しつつ供給量の確保に努めます。

(2) 夜間帯の保育

夜間帯の保育とは、平日の一般的な延長保育^{*}の時間帯（16時30分～19時）、夜間保育^{*}の時間帯（19～22時）、深夜・早朝帯（22時～5時）に保育を実施するサービスです。

【目標量】

■夜間帯の保育事業

目標年度	延長保育		夜間保育		トワイライトステイ	
	人	か所	人	か所	人	か所
平成21年度 (実績見込み)	70	6	0	0	0	0
平成26年度	63	6	0	0	0	0
平成29年度	58	6	0	0	0	0



【目標量設定の考え方】

国が設定する通常保育*の保育時間は11時間となっており、それ以上の保育時間となる延長保育*となります。子どもの数が年々減少傾向にあることを踏まえ、目標量は徐々に減らしています。夜間保育*とトワイライトステイは、ニーズを見る限り少数に留まっているため、今計画期間中の事業は見送りますが、今後の状況変化に応じ、適切に対応していきます。

(3) 休日の保育

休日の保育とは、日曜日、祝日などの休日に保育を実施するサービスです。

【目標量】

■休日保育*事業

目標年度	0歳～5歳	
	人	か所
平成21年度 (実績見込み)	0	0
平成26年度	0	0
平成29年度	0	0

【目標量設定の考え方】

休日保育は、わずかながらニーズはあるものの、利用頻度の低いサービスのため実施しませんが、今後の状況に応じて検討していきます。

(4) 病児・病後児保育*

病児・病後時保育とは、保護者の労働などの理由により病気の児童、または病気回復期にある児童の家庭保育に支障がある場合、通常の保育サービスは利用できないために実施される保育サービスです。

【目標量】

■病児・病後児対応型事業

目標年度	日数	か所	うち病後児 対応型か所
平成21年度 (実績見込み)	122	1	1
平成26年度	131	1	1
平成29年度	131	1	1

**【目標量設定の考え方】**

病児・病後児保育は、今後ややニーズが高まることが予想されるため、目標事業量は現在よりも多く設定しています。か所数については、現在のレベルで対応できると考え現状維持とします。

(5) 放課後児童健全育成事業*

放課後児童健全育成事業とは、放課後の時間帯の家庭が保護者の就労のため常時留守になっている児童を保育するサービスです。

町では、放課後児童健全育成事業として留守家庭児童教室を実施しています。留守家庭児童教室とは、保護者が労働等のために留守になる家庭の児童に遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした保育サービスです。

【目標量】**■放課後児童健全育成事業**

目標年度	人	うち1～3年	か所
平成21年度 (実績見込み)	181	181	5
平成22年度	181	181	5
平成26年度	181	181	5
平成29年度	181	181	5

【目標量設定の考え方】

放課後児童健全育成事業は、現状と同等のニーズがあると予想されるため、現状維持で目標事業量を設定しています。



(6) 一時預かり事業

一時預かり事業とは、保護者のリフレッシュ目的、冠婚葬祭、就労等の理由で一時的に児童を預かるサービスです。

【目標量】

■一時預かり事業

目標年度	日数	か所	うち保育所型 ・地域密着型	うち地域 密着Ⅱ型
平成21年度 (実績見込み)	782	1	1	0
平成26年度	800	1	1	0
平成29年度	800	1	1	0

【目標量設定の考え方】

保護者の生活が今後多様化すると思われるため、一時預かりへのニーズは増大することが見込まれますが、平成21年度の1か所の実施で需要への対応も可能と考えます。また、今後の状況に応じて検討を進めます。



4 地域における子育て支援事業の目標設定

(1) 地域子育て支援拠点事業*

地域子育て支援拠点事業とは、地域の子育て家庭を対象に子育て不安に対する相談・指導を行う事業です。「ひろば型」「センター型」「児童館*型」があります。

【目標量】

■地域子育て支援拠点事業

目標年度	か所	拠点事業		
		うちひろば型	うちセンター型	うち児童館型
平成21年度 (実績見込み)	2	1	1	0
平成26年度	2	1	1	0
平成29年度	2	1	1	0

【目標量設定の考え方】

地域子育て支援拠点事業は、現状と同等のニーズがあると予想されるため、現状維持で目標事業量を設定しています。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とし、保育所等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業です。現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業は実施しておりませんが、類似事業である「コミュニティママ子育てサポート事業*」を実施しています。

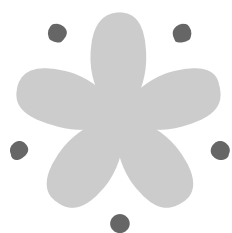
【目標量】

■コミュニティママ子育てサポート事業

目標年度	か所
平成21年度 (実績見込み)	1
平成26年度	1
平成29年度	1

【目標量設定の考え方】

コミュニティママ子育てサポート事業は、現状と同等のニーズがあると予想されるため、現状維持で目標事業量を設定しています。



第5章

基本目標ごとの施策展開





第5章 基本目標ごとの施策展開

① 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

結婚をするしない、子どもを持つ持たない、あるいはどのように子どもを育てるかなどは、個人の、またそれぞれの家庭の自由な考え方、選択に委ねられるのは当然です。それを前提とした上で、次代の親となる若い世代に、子育てのすばらしさや、家庭を築くことの大切さを伝えていきます。

また、子どもは地域の宝であり、若い世代が安心して夢をもって子育てができる環境を、地域・職場・学校など社会全体で整備し、子育て^{*}・子育てを支援していくという共通認識を築きます。

(1) 子育て意識の醸成

子どもや若い世代は、家庭、親類、近所などの身近なところで乳幼児にふれあう機会が少なくなってきました。将来の親となる世代が、保育体験などを通して乳幼児やその親と接することで、命の尊さ、子どものかわいらしさ、親の愛情などを実感することにより、健全な母性・父性を培っていきます。

また、基本的な倫理観や社会的マナーの欠如など、家庭における教育力の低下が危惧されていることから、子育てに関する講座、家庭教育学級など、親育ちのための学習機会の提供に努めます。

① 若い世代の子育て意識の醸成

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
中高生の保育体験の促進	・中高生を対象に授業の一環として、幼稚園・保育園において保育体験を行います。また、中学生を対象に乳幼児健康診査時に乳幼児やその母親とふれあい、命の尊さや子育ての楽しさを感じることで、健全な母性・父性を育んでいきます。	幼稚園及び保育園での保育体験や乳幼児とその保護者とのふれあい体験を通して、命の尊さや子育ての楽しさを感じることによって、健全な母性・父性を育むことをめざします。 ①技術・家庭科の保育領域での学習 ②赤ちゃんふれあい体験学習 ③幼稚園及び保育園での職場体験	保健センター 学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
学校教育における性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する不健全な情報が氾濫する中で、異性に対する思いやりと正しい性教育を推進します。 ・系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。 	系統的・計画的に性教育を実施することで教職員の指導力の向上をめざし、家庭と連携を図りながら異性に対する思いやりと正しい性教育を推進します。 ①保健体育科の保健領域における性教育の実施 ②学級活動における性教育の実施 ③養護教諭による性教育に関する授業の実施 ④保健だより等を通じた保護者への啓蒙	学校教育課
学校教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家事・育児は女性の役割といった性による固定的な役割分担の意識を改め、子育てをはじめとした家庭における男女共同参画の意識を高めるための教育を推進します。 	性による固定的な役割分担の意識を改め、子育てをはじめとした家庭における男女共同参画の意識を高めるための教育を推進します。 ①学級活動における指導 ②社会科の授業における指導 ③道徳の授業における指導 ④小学校での家庭科、中学校での技術・家庭科の授業における家庭生活の役割の学習	学校教育課

② 家庭の教育力の向上

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
親育ちへの学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての社会化と言われるように、保育所や学校、地域の中で子どもは成長していきます。それぞれが役割を果たしていくことは大切ですが、基本的な生活習慣やマナーなどを身につけるのは家庭です。しかし、本来家庭が有していた教育力、子育て力が弱くなってきており、親育ちの支援が必要になっています。このため、中高生による保育体験、母子保健事業による両親学級、親育ちとなるための講座の開催など、各世代、段階に応じた学習機会を提供していきます。 	家庭が有していた教育力、子育て力が低下しており、保護者及び中学生に対する学習機会を提供します。 ①幼稚園及び保育園における保育実習の実施 ②全教育活動を通じた基本的な生活習慣の指導 ③スクールアドバイザーによる面接相談、研修の実施 ④親子での基本的な生活習慣やマナーに関する研修会の実施	学校教育課
		保護者と顔を合わせる事業、訪問を行った際、子育てに関する情報を提供し、その家庭らしい子育てができるようサポートをします。事業、家庭訪問において、保護者に対しての支援も併せて行っていきます。	保健センター
		中高生の保育園職場体験を受け入れ実施します。	健康福祉課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育て講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊ばせ方やしつけなど子育てに悩んでいる家庭が多いため、身近な場所での相談など開催します。町単でスクールアドバイザー事業を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①学級懇談、学年懇談の実施 ②個別懇談、三者懇談の実施 ③幼稚園及び小中学校での相談 ④中央公民館における来所相談 ⑤スクールアドバイザーを核としたケース検討会議及び事例検討会の充実 	学校教育課
		内容の見直しを図りながら継続実施します。	健康福祉課
家庭教育学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭が抱える悩みに即した内容、聴講したい講師の人選など、内容の充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを検討していきます。また、子育てに孤立しがちな、就園前の乳幼児のいる家庭を対象とした乳幼児期家庭教育学級を開催します。 	家庭教育学級を通して、親相互の共通理解を深め、親としてのあり方を学び、家庭の教育力の向上を図っていきます。	生涯学習課
家庭の教育力・子育て力を高める情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを考える上でのヒントや手本となるよう、さまざまな機会、媒体を通して子育て情報を提供します。 	保護者と顔を合わせる事業、訪問を行った際、子育てに関する情報を提供し、その家庭らしい子育てができるようサポートをします。	保健センター
		子育てネット（ホームページ）による情報提供します。4か月健診時に情報誌を配布します。	健康福祉課

(2) 男性、地域の子育て意識の醸成

家庭における役割分担は、個々の家庭によって異なるのは当然ですが、多くの家庭において女性が家事、育児、介護のほとんどを担っているのが現状です。「家事・育児は女性の役割」という意識を改め、家庭における男女共同参画が推進されるよう啓発活動を推進します。

同時に、職場や地域が子育て家庭を温かく見守り、社会全体で子育てを支援をしていく意識の醸成に努めていきます。



① 家庭、企業、地域における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
男女共同参画社会の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 子育てについての考え方は、個々に異なります。子育ては女性の役割といった考え方は、地域や祖父母などに依然として根強く残っており、考え方の違いで子育てに悩んでいる母親は少なくありません。父親はもちろん祖父母等の家族に対して、家庭における男女共同参画の考え方について、さまざまな機会を通して啓発を行っていきます。 	男女共同参画社会を実現するための意識啓発を行います。 ①男女共同参画プラン懇話会の実施（年2回） ②平成15年から計画期間10年の「垂井町男女共同参画プラン」における事業計画について進捗管理を行います。	企画調整課
男性の子育て等の促進	<ul style="list-style-type: none"> 父親のための子育て講座や、料理教室等を開催し、男性の子育て等を促進します。また、講座や教室の開催にあたっては、夫婦、家族等の参加とするなど、男性が参加しやすい配慮をしていきます。 	ペアクラス（両親学級）の内容を再検討し、父親がより育児に積極的に取り組めるような働きかけを行っていきます。	保健センター
父親プログラムの普及	<ul style="list-style-type: none"> 男性が子育てのための休暇等を取得しやすくするための取り組みが進むよう、関係機関と協力して事例紹介を行うことなどにより企業への普及を図ります。 	広報による事例紹介、あるいは企業・労働組合等との会合を通じ、普及・啓発に努めます。	産業課
両親学級等への男性の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 沐浴、オムツ交換など子育ての技術指導や出産・子育ての男性の役割など、男性の子育てへの参加促進を豊富に盛り込んだ両親学級を開催します。また、開催日、開催場所、勧奨方法など、男性が参加しやすい環境づくりを進めます。必要に応じて、家庭訪問を兼ねた両親学級について検討します。 	ペアクラス（両親学級）の内容を再検討し、父親がより育児に積極的に取り組めるような働きかけを行っていきます。人形を使った沐浴実習に加え、父子健康手帳活用についての説明、妊婦体験を実施します。	保健センター

② 地域の子育て支援への意識啓発

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
家庭の日（毎月第3日曜日）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の大切さ、家庭の役割を考える機会として「家庭の日」の普及を図ります。 	今後も「家庭の日」の推進やおじさんおばさん運動の推進に努めていきます。	生涯学習課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
地域に向けた子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。広報はもちろん、広域によるファミリー・サポート・センターの立ち上げや地域住民による子育てサロンの開催などを通して、あるいは自治会等を通じての啓発など、さまざまな機会を活用して理解と協力を呼びかけていきます。 	<p>コミュニティママ子育てサポート事業※を継続して委託実施しながら、広域サービスへ発展させていくことを通じて意識啓発していきます。</p>	健康福祉課
次世代育成フォーラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援活動のPR、住民のニーズの把握、この計画や事業所の子育て支援施策の進捗状況の評価など、次世代育成支援を推進するためのフォーラムを開催していきます。 	<p>後期行動計画の評価委員会を開催するほか、地域住民が参加できる機会を提供していきます。</p>	健康福祉課

(3) 若者の自立の促進

ニート、フリーター、パラサイトシングルなどと呼ばれるように、学校卒業後も、自立もせず、家庭ももたない状況にある若年者が少なくありません。関係機関と協力し、これら若年者に対する自立意識の高揚、自立のための支援を推進します。

また、少子化の要因の一つとして、晩婚化や結婚しないことがあげられます。結婚は個人の自由な選択によるものですが、出会いの機会に恵まれないために結婚しないことも考えられることから、未婚の男女が出会うための場づくりを推進します。

① 若者の自立支援

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
若者の自立意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> フリーター、パラサイトシングル、あるいはニートといった言葉で表されるように、学校卒業後も自立しない若者が増加しています。結婚する・しない、子どもをもつ・もたないことなどは個人の自由な選択によることとは言うまでもありませんが、自立の意識が薄れてきていることが、家庭をもたない、もてない原因の一つとも考えられます。このことから、学校と企業等が協力した職場体験やインターンシップを促進します。 若者が集い・語る会、ヤングフェスティバル等の開催を通じて若者自身の自立意識を高めていきます。 	<p>若者の自立意識の高揚のために、学校と企業等が協力した職場体験等を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間を通した中学校における計画的な職場体験の実施 ②進路指導を核とした「生き方指導」の実施 ③小学校からのキャリア教育の推進 ④先輩と語る会及び地域の方と語る会の実施 ⑤道徳の授業における職業観・勤労観の育成 	学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
若者の就労支援	・関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供していきます。	役場玄関ロビーにハローワークの求人情報を掲示するなど、情報提供に努めます。 主要企業との懇談会等を通じ、地元の若者の採用を促します。	産業課

② 出会いの場づくり

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
出会いの場づくり事業の実施	・若い世代が中心となったまちづくり、ボランティア活動、各種イベントを企画し、企画・活動を通じた出会いの場づくりを推進します。	結婚相談（社会福祉協議会委託）を実施するほか、岐阜県の結婚支援事業の広報、PRなどを行います。	健康福祉課





2 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう

子どもの豊かな感性や人間性は、家庭、学校、地域におけるさまざまな活動、人間関係の中で、多くの感動を体験することによって育まれます。子どもの育ちという視点から、遊び、地域活動、スポーツ・文化活動など健全育成のための施策を推進するとともに、子どもの権利擁護を図り、すべての子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをめざします。

(1) 子どもが夢を育める遊び場・活動の場の整備

子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備、子どもが異年齢の子どもや大人と出会い、学習・地域活動を通してさまざまな感動を体験できる機会の提供に努めるなど、児童の健全育成を図ります。

① 遊び場の整備・充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
公園緑地等の整備	・身近な憩いの場、日常的なレクリエーション活動の場となる公園緑地等の整備や改修を推進します。	朝倉運動公園や相川水辺公園の整備充実に努めます。	建設課
児童遊園地の充実	・地域の身近な遊び場として、児童遊園地の整備を促進します。	今後においても、児童遊園地として月1回の点検を始め、年1回の業者による点検を継続していきます。	生涯学習課
児童館 [※] 等の屋内遊び場の整備	・児童館または児童館機能を有する常設施設の整備を推進します。 ・学校の開放等、屋内遊び場として既存の公共施設の開放を推進します。	今後においても、子どもの遊び場として、公共施設等の開放をしていきます。	生涯学習課
園庭・校庭の開放	・保育所・幼稚園、学校等の園庭・校庭の開放を推進します。	外遊びが減少しているという実態を考慮し、子どもの遊び場・活動の場の整備充実という視点から、幼稚園及び小中学校の園庭・校庭の開放を継続及び推進します。	学校教育課
		各園にて降園後の園庭開放を実施します。	健康福祉課



② 豊かな自然環境の保全・創出

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
自然に配慮した河川等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタル、ハリヨ、野鳥など水辺の動植物の保護や生態系に配慮するとともに、地域の特性を生かした河川の整備を推進します。 ・河川、池、水路の改修や緑地化により、安らぎやゆとりを感じられる親水空間づくりを推進します。 ・公園などに、四季折々の花や緑に親しめ、憩い、楽しめる緑の空間を創出します。 	整備にあたっては、できる限り自然に配慮することを検討します。	建設課
自然保護団体の支援、ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護団体等への支援及びネットワークづくりを推進します。 	ホタル、ハリヨなどが生息する農地・水環境保全に関し後方支援していくとともに、保護団体とのネットワーク化を図ります。	産業課
緑道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、水路、道路沿いなどの緑化や帯状緑地の整備を進め、散策や小動物の移動空間となる緑道の整備を推進します。 	相川水辺空間の緑地計画を推進します。	建設課
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育副読本の利用や省エネ教育の教育推進等、学校のカリキュラムを活用した環境教育を推進します。 ・既存施設の活用を含めた各地域の環境学習の拠点を設置します。 ・生涯学習と連携を図り、各世代で環境講座や環境プログラムづくりを推進します。 ・保育所、公園、河川等でのピオトープを整備します。 	環境教育副読本の利用や省エネ教育の推進等、学校のカリキュラムを活用した環境教育を推進します。 ①総合的な学習の時間における環境教育の実施 ②理科及び生活科の授業における環境学習の実施 ③相川、山田川、岩手川におけるカワゲラウォッチングの実施 ④環境に関わるボランティア活動の継続（地域と共に実施）	学校教育課
		地域における環境学習を推進します。	住民課
		施設改築に併せてピオトープを整備します。	健康福祉課
		農地・水・環境保全対策を通じ環境学習を後方支援する。	産業課

③ 学習環境の整備・充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童図書等の充実を図るとともに、紙芝居、絵本の読み聞かせ、朗読など、子どもや親子を対象とした講座、イベントの充実を図ります。 	児童、一般図書等の充実や文献資料、本の読み聞かせや朗読など子どもや親子を対象とした講座等、またロビーコンサートなどイベントも行っていきます。	タライピアセンター
子ども・親子向け講座・教室等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけ、あるいは親子で気軽に参加できるイベントの充実を図ります。 ・子ども、親子を対象とした各種教室・講座を身近な公民館等の地域施設において実施してまいります。 	今後においても、地域の方々の協力を得て、子どもと大人が一緒になって、遊びの場を確保しながら、子どもの異年齢間のふれあいを推進してまいります。	生涯学習課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
公共施設の柔軟な運営	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の開館日、利用時間の延長など、利用しやすい施設運営について検討していきます。 	今後においても、開館日や利用時間等の延長も含め、利用しやすい施設運営について検討していきます。	生涯学習課 (公民館、タルイピアセンター、文化会館、朝倉運動公園・勤労青少年ホーム)

④ 地域活動の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
異年齢、地域住民等との交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 人とのふれあいの中で子どもは成長していきます。家庭や学校以外での、年齢の異なる子どもどうし、地域の大人と子ども、三世代など、さまざまな地域活動を通して交流が図られるよう、地域活動への支援をしていきます。 	人とのふれあいの中で、地域の大人と子ども、三世代など、さまざまな地域活動を通して交流を図り、地域活動への支援もしていきます。	生涯学習課
子ども会・青少年団体活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会の活性化を図り、魅力ある子ども会としていくため、単位子ども会に、活動に関する情報を提供していきます。 子ども会育成者の養成、研修を行っていきます。 ジュニアリーダーなど、少年指導者の養成を行っていきます。 	子どもも少なくなるが、子ども会に対して魅力あるものにするため、単位子ども会の充実、また子ども会育成者の養成や研修、ジュニアリーダーなど研修をさらに進めていきます。	生涯学習課
農業体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> 田植え、稲刈り、稲わら細工などを行う中で、作物を育てる喜びや自然の大切さを知る農業体験は、農家、自治会、JA等関係者の協力を得ながら実施します。また、都市部と農村部の交流も行います。 	農業施策を活用する中で、田植え、稲刈りなどの農業実体験を各校下に普及していきます。	産業課
		今後においては、地域のみなさんと学校が一緒になって、子ども達に色々なことを教え育てていきます。	生涯学習課
ボランティア体験や学習の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるボランティア体験の機会を充実します。 	今後においても、地域における行事に対して、地域の人達とのコミュニケーションを図り、ボランティアの体験の機会を充実させていきます。	生涯学習課
中高生の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗等を拠点として、まちづくり活動やボランティア活動、近隣大学と連携したモデル事業の実施等、中高生の家庭、学校以外の活動の場づくりを推進します。 	公民館を拠点に地域行事やイベントにおいて中学生ボランティアに活動の機会を提供します。	生涯学習課



⑤ スポーツの振興

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
総合型地域スポーツクラブの拡充	・子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しむため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。	子どもから高齢者までスポーツに親しめる環境づくりを目的に各種教室を開催及びサークル活動を推進します。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の活性化	・指導者の発掘・養成に努め、だれもが参加できる組織づくりをめざします。	スポーツ指導者をサポートするスポーツリーダーの養成を図ります。	生涯学習課
スポーツ教室の充実	・親子で参加できるスポーツ教室の充実を図ります。	地域の特性を生かしたスポーツ教室を行い、地域住民の健康を図ります。	生涯学習課
スポーツ指導者の養成・発掘	・地域スポーツの推進を図るため、指導者研修の充実を図ります。また、地域に潜在している指導者の発掘に努めます。	スポーツ事業を展開するに際して安心安全なスポーツ事業を実施でき得る指導者の育成を図ります。	生涯学習課

⑥ 豊かな心と感性の醸成

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
芸術鑑賞機会の充実	・生涯学習の一環として、子ども、親子向けコンサート、ミュージカル、演劇、伝統芸能などの鑑賞機会の充実を図ります。 ・街角ギャラリーや公共施設など、発表の場づくりを進めます。	小中学生の芸術鑑賞会は、今後においても継続していきます。	生涯学習課 (文化会館)
地域子ども文化活動の推進	・子どものときから芸術文化にふれたり、活動したりする地域子ども文化活動を推進します。	地域の伝統文化を大切に、これからも地域の子どもの文化活動を推進していきます。	生涯学習課

⑦ 子どもが国際社会に対応できる環境の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生きた外国語を学び、国際理解を深めるため、小学校におけるAET(英語指導助手)による英語教育、ALT(外国語指導助手)サマースクールなどの充実を図ります。 ・在住外国人親子との交流を推進します。 	異文化を学ぶ機会として、英会話の初級編や中級編により自分にあった語学が学べるので、今後においても継続します。	生涯学習課
		生きた英語を学び、国際理解を深めるため、幼稚園及び小中学校におけるAET(英語指導助手)による英語教育を実施します。 ①中学校における英語の授業でのチーム・ティーチングの実施 ②スピーチコンテスト参加者への指導 ③夏季休業中の英語出前講座の実施	学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
小中学生の海外派遣事業の実施及び受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生を海外に派遣し、異文化交流や生活習慣などを学ぶことにより、国際的な視野と感覚を身につける海外派遣事業は、継続して実施していきます。また、外国の小中学生の招致を検討していきます。 	<p>中学生を海外に派遣し、異文化交流や生活習慣などを学ぶことにより、国際的な視野と感覚を身につける海外派遣事業を実施します。また、外国の中学生の招致を検討します。</p> <p>①カナダ国カルガリー市への中学生の派遣の実施 ②外国の中学生を招致したホームステイの検討</p>	学校教育課
友好都市との交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どものスポーツ、音楽、絵画等を通して、友好都市との交流事業を推進します。 	<p>今後も国際理解教育の充実という視点から、子どものスポーツ、音楽、絵画等を通して、友好都市との交流事業を推進します。</p> <p>①カナダ国カルガリー市への中学生の派遣を通じた交流活動 ②手紙、Eメールを活用した交流事業の推進</p>	学校教育課

⑧ 在住外国人の子育てへの支援

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
外国語による子育て情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ポルトガル語など外国語の子育て支援ガイドブック、母子健康手帳、予防接種予診票などを作成し、在住外国人への子育てに関する情報提供の充実を図ります。 外国語の各種手当の申請書、保育所の入所関係書類などを作成し、在住外国人の手続きの利便を図ります。 	可能なものから取り組みます。	健康福祉課
		引き続き外国人向け（5カ国語）母子健康手帳、子育てガイドブックを配布していきます。また予防接種予診票は14カ国語、乳幼児健康問診票は2カ国語に対応していきます。	保健センター
相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校などにおいて、巡回相談員によるポルトガル語相談を実施に向け検討します。 	<p>学校に、外国籍児童生徒に対する適応指導員を配置し、日本語の指導等を実施します。また、巡回相談員によるポルトガル語相談を実施に向け検討します。</p> <p>①小中学校への日本語適応指導員の配置 ②適応指導員による保護者の相談活動の実施 ③巡回相談員によるポルトガル語相談の実施の検討</p>	学校教育課
子どもへの日本語指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人の子どもへの日本語指導を実施します。 	同上	学校教育課



(2) 子どもの人権の尊重

子どもが人権についての理解を深め、自身と他者の人権を尊重する教育機会の提供に努めるとともに、子どもの意見が反映されるまちづくりを推進します。

また、児童虐待※、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止など、子どもの人権を守る体制づくりに努めます。

① 子どもの人権に関する学習機会の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子ども等の人権の啓発推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、講演会など、さまざまな機会を通して、人権に関する意識の啓発に努めます。 ・ 人権意識を高める教育機会の一つとして、地域に出向いて行う出前講座をPRするとともに、内容の充実を図り、活用を促進します。 ・ 人権に関するフォーラムを開催します。 ・ 学校教育において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。 	学校教育において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。また、子どもと保護者が人権同和教育について学び合う機会を検討します。 ①人権同和教育に関する講演会の実施 ②教職員の人権同和教育に関する研修会の実施 ③人権同和教育の教育課程への明確な位置付け ④学校の全教育活動を通じた人権同和教育の推進 ⑤人権同和教育について、子どもと保護者が学び合う場の検討（PTA参観等）	学校教育課
		さまざまな機会をとらえ、人権に対する啓発を行います。また、人権に対する出前講座や子ども達による人権フォーラムなどの実施やポスターの啓発などにも努めます。	生涯学習課
人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの人権を含めた人権を擁護するための相談事業を充実します。 	人権擁護委員による人権相談所を開設します。その他随時窓口相談に応じます。	健康福祉課

② 子どもの意見を反映する場づくり

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子どもの意見表明の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの意見を聞く会や少年の主張大会等、地域での開催を含め、子どもが意見を表明する場づくりを推進します。 	小中学生による人権フォーラムを開催します。	生涯学習課
子どもが参画する学びの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全、遊び場やピオトープなどのまちづくりについて、子どもたちが考え、その意見が尊重・反映される機会の充実に努めます。 	今後も、まちづくり等で子どもが参画する機会の充実に努めます。	全課



③ 児童虐待*防止への取り組み

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
児童虐待防止の啓発	・住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。	広報・チラシなどを活用し啓発していきます。	健康福祉課
児童虐待防止ネットワーク対応システムの整備	・子ども相談センター*、子ども家庭相談室、児童委員、保育所、幼稚園、学校、保健センター、地域子育て支援センター*等関係機関におけるネットワーク化を進め、児童虐待の未然防止と早期対策の確立に努めます。 ・被害にあった子どもに対する専門家によるカウンセリング等の支援を行います。	今後も、関係機関との連携を図り適切に対応します。	健康福祉課
児童虐待防止研修の実施	・児童虐待の早期発見と適切な対応が図られるよう、関係者の研修会や講演会を開催していきます。	町内関係機関の職員に対して研修会などを開催します。	健康福祉課
医療機関等の協力体制の確立	・医療機関、民間の支援団体との連携を図ります。	連携を図ります。	健康福祉課
子どもへの暴力防止プログラムの普及	・虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムを、すべての保育所・幼稚園、学校において導入し、その普及を図ります。	虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムを、すべての幼稚園、学校において導入します。 ①生徒指導主事が中心となった校内体制づくりの推進 ②虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムの幼稚園及び学校への導入 ③CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)に関する研修会の実施	学校教育課
		CAPプログラムの導入に取り組みます。	健康福祉課



3 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

子どもの学力や学習意欲の低下、基礎体力の低下などが指摘されています。また、子どもが関わる事件やいじめ・不登校など心の問題がクローズアップされています。これらの問題は、学校や幼稚園・保育所だけで解決できるものではありません。本来、子どもは豊かな感性や、想像力（創造力）など成長する力をもっており、その力を引き出す教育環境をつくっていくことが必要です。学校や幼稚園・保育所、家庭、地域が協力して、子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てていきます。

(1) 幼児教育の充実

幼稚園・保育所の活動内容の充実を図るとともに、多様化する保護者のニーズや地域の子育て支援に対応できるよう機能強化を図っていきます。また、幼稚園・保育所の連携強化、一元化及び総合施設の整備を推進します。

① 乳幼児期の情操教育の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
異年齢交流の推進	・保育所や地域子育て支援センター*などにおいて、異年齢交流の機会を充実し、乳幼児期の情操教育を推進します。	未就園児・幼稚園・地域子育て支援センター・サロンとのふれあい交流を実施します。	健康福祉課
ブックスタートの充実	・乳児健康診査の機会等を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。	4か月児健診で絵本の読み聞かせと絵本の配布、11か月児健診で絵本の読み聞かせと紹介を行います。	保健センター

② 幼児教育の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
幼児教育・保育施設の整備	・幼児教育・保育施設については、教育・保育環境向上のため、施設整備を計画的に実施していきます。	幼児教育について、教育環境向上のため施設整備を計画的に実施します。 ①副園長会による共通理解 ②幼稚園計画訪問による実態把握及び施設整備への指導・助言 ③拡大園内研による他園への参観と施設整備に関する研修	学校教育課
		幼保一元化*と併せて施設の耐震化を進めていきます。	健康福祉課
複数年保育の実施	・幼稚園における複数年保育の実施を検討します。	幼稚園において5歳児の単年保育を実施します。今後、幼稚園における複数年保育の実施を検討します。幼保一元化施設においては3歳児からの幼稚園教育に取り組みます。	学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
特色ある保育の充実	・のびのびと過ごせる環境、個性を伸ばす保育、学習的要素を採り入れた保育、園外保育・体験的学習・交流など人や自然に接する保育などへのニーズが高まっています。今後も、各園が地域にあった特徴ある保育に取り組んでいきます。	内容の見直しと併せて継続して取り組みます。	健康福祉課
幼稚園機能の強化	・預かり保育、未就園児のいる家庭への相談・指導、園の開放など、地域の子育て家庭を支援する機能を強化していきます。	預かり保育及び留守家庭教室を通して、地域の子育て家庭を支援する機能を強化します。今後、未就園児のいる家庭への相談・指導、園の開放について検討します。 ①午前8時15分からの預かり保育の実施 ②留守家庭教室の設置 ③園の開放について検討	学校教育課

③ 幼保一元化*の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
幼保一元化の推進	・幼稚園、保育所の機能の充実を図りながら、幼保一元化を推進していきます。	今後も幼稚園、保育所の機能の充実を図りながら、幼保一元化を推進します。	学校教育課
		幼保一元化計画の住民同意の形成、モデル園の開設に取り組みます。	健康福祉課
保育士・幼稚園教諭の資質の向上と地域間交流	・保育士・幼稚園教諭の共同研修や相互交流を推進し資質の向上を図ります。また、広域的な地域間交流についても推進していきます。	保育士・幼稚園教諭の共同研修や相互交流を推進し資質の向上を図ります。また、広域的な地域間交流についても推進します。 ①保育士及び幼稚園教諭の相互交流の実施 ②拡大園内研による保育園及び幼稚園の共同研修の実施検討	学校教育課
		各幼保相互公開保育の実施 合同研修会を開催します。	健康福祉課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
保育所・幼稚園、小学校の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での学級崩壊、小一プロブレムなど、家庭はもちろん、保育所・幼稚園との連携を図りながら解決していくべき課題は少なくありません。このため、保育所・幼稚園、小学校が、課題、一貫した方針、発達段階に応じた必要な指導などを共有し、各教育課程の編成への活用、問題への対応ができるよう連携を強化していきます。 	今後も幼稚園、小学校が、課題、一貫した方針、発達段階に応じた必要な指導などを共有し、各教育課程の編成への活用、問題への対応ができるような連携を強化します。 ①幼稚園と小学校との日常的な連携 ②スクールアドバイザーによる指導・助言 ③教育課程編成に係る指導・助言 ④幼稚園と小学校の連絡会の位置付け	学校教育課
		子どもの育ちが幼稚園、小学校へ着実につながるよう連携していきます。	健康福祉課

(2) 学校教育環境の整備

ボランティア活動や職場体験など、子どもに必要な生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実に努めます。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談体制の充実、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の導入に努めます。

① 生きる力を育む学校教育の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
学力の確実な定着を図る授業改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の低下が危惧されることから、研究指定校による先進的な授業の改善に取り組むとともに、各校において少人数指導等の指導法の工夫改善により魅力ある授業づくりを推進し、学習意欲を高めていきます。また、子どものうちから読書のすばらしさを伝え、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を培っていきます。 	今後も各学校において、授業改善に取り組むとともに、少人数指導等の指導法の工夫改善により魅力ある授業づくりを推進し、学習意欲を高めることめざします。また、読書の指導を実施します。 ①校内研究推進委員会による授業改善の取り組み ②少人数指導の実施 ③全校読書の実施 ④地域の方による読み聞かせの実施 ⑤司書による推薦図書を紹介	学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
体験活動・校外学習の充実	・総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然と関わる体験活動・校外学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育てていきます。	今後も他の領域との連携を図りながら、総合的な学習の時間を通して、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然と関わる体験活動・校外学習の充実を図る取り組みを実践します。 ①総合的な学習の時間における体験学習の実施 ②修学旅行及び宿泊研修における校外学習の実施 ③中学校における職場体験学習の実施	学校教育課
情報教育の推進	・情報教育を推進するため、IT機器を活用して、指導法の工夫改善を進めます。また、情報モラルの徹底を図り、インターネットなどの適切な利用方法を伝えていきます。	今後もIT機器を活用して、情報教育の指導法の工夫・改善を進めます。また、情報モラルの徹底を図り、携帯電話の利用も含めてインターネットなどの適切な利用方法を指導します。 ①授業におけるIT機器の指導 ②技術・家庭科の情報領域における情報モラルに関する指導 ③携帯電話の利用に関する指導（フィルタリング等）	学校教育課
特色ある学校づくりの推進	・地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進します。	学習指導要領の全面実施に向け、今後も各幼稚園及び小中学校で、学校の教育目標の具現をめざし、地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進します。	学校教育課
地域ぐるみの教育の実施	・地域で子どもを育てる取り組みが求められています。このため、学校と地域が協力して、地域独自の事業を展開していきます。	学校と地域が協力して、地域独自の事業を展開します。 ①地域ぐるみの道德教育の推進 ②祭り等、地域行事への積極的な参加 ③地域でのボランティア活動の推進 ④児童生徒が主体となった地域独自の行事の企画・運営及び実施 各地域の小学生を対象に地域の子ども教室を開催し、遊び場の確保や子どもの異年齢間のふれあい等を推進していきます。	学校教育課 生涯学習課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
<p>小中学校における特別支援教育の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの特殊教育の対象障がいだけでなく、発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）のある児童を含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」を推進します。 ・障がいのある児童の体験学習、校外学習の充実に努め、集団に参加する能力、社会生活に必要な知識・技能の育成を図ります。 ・通常学級の子どもが、障がいのある子どものすばらしい面に気づき、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さやひたむきさを学ぶ交流学習を進めます。 ・日常の教育相談活動の充実に努めます。 ・小中学校教員が、障がい及び障がいのある児童についての正しい理解と指導力を身につけるため、研修会への参加、養護学校・福祉施設等との教職員の交流を進めます。 ・教育施設のバリアフリー※化を推進していきます。 	<p>発達障がいのある児童を含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通常学級と特別支援学級※の交流学習の推進 ②日常の教育相談活動の充実 ③教職員の特別支援教育に関する研修の充実 ④スクールアドバイザーによる園児、児童、生徒及び保護者へのカウンセリングの充実 ⑤就学指導委員会の組織化及び就学指導担当者会の充実 ⑥教育施設のバリアフリー化の推進 	<p>学校教育課</p>
<p>部活動の充実と参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から指導者を招くなどして、部活動の充実を図ります。特にスポーツについては、子どもの基礎体力の低下が危惧されることから、参加を促進します。 	<p>地域から指導者を招くなどして、部活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①画工職員による部活動の指導 ②地域の指導者を招聘した部活動の指導 ③クラブチーム発足への検討 	<p>学校教育課</p>



② やさしさや思いやりのある心の教育の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる道徳教育の充実を図ります。また、豊かな人間関係を築く力を育み、子どもどうしの幅広い仲間づくりを促進する指導を実施していきます。 地域で活動している人を講師とした授業を採り入れ、実践的な地域活動と結びつけた教育を行い、道徳教育の充実を図ります。 	<p>思いやりの心を育てる道徳教育の充実と豊かな人間関係を築く力を育み、仲間づくりを促進する指導します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①全教育活動を通じた道徳教育の推進 ②自己を見つめ道徳的価値の内面的自覚を図る道徳授業の実践 ③特別活動における人間関係づくりの指導の充実 ④町道徳教育推進協議会による取り組みと各校での授業公開及び交流会 ⑤地域の方を招聘した道徳授業の実践 	学校教育課
情操教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能の鑑賞教室やオーケストラによる音楽鑑賞教室などの開催を通して、情操教育を推進します。 	<p>鑑賞教室の開催を通して、情操教育を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①合唱交流会の開催 ②芸術鑑賞会の実施 ③地域の合唱団との交流 ④町の音楽祭への参加 	学校教育課
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育は子どもの意識を大きく変えることから、引き続き総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流などを実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなどして、福祉の心を育てていきます。 福祉について教職員の理解を高め、指導力の向上を図ります。 	<p>総合的な学習の時間等を通して、保育体験、社会福祉施設等での交流を実践します。また、地域で福祉活動を行っている方を講師として招聘し、授業を実践します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①総合的な学習の時間における体験学習の実施 ②中学校における乳幼児とのふれあい体験の実施 ③中学校における職場体験学習での保育園実習 ④地域で福祉活動を行っている方との共同授業 ⑤福祉に関する教職員研修の実施 	学校教育課
いじめや不登校などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 不登校などの学校不適應については、スクールカウンセラー*等による相談体制の充実に努めます。 スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。 教職員の教育相談能力を高めるため、教員の研修会への参加、勉強会の開催などを実施します。 不登校児童生徒の学校への復帰、進学や就職などへの支援を行います。 	<p>今後もいじめや不登校ゼロをめざし、スクールアドバイザー及びスクールカウンセラーを核とした校内の教育相談体制の充実に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①スクールカウンセラーが中心となった教育相談委員会及びケース検討会議の開催 ②教育相談力の向上のための校内研修の実施 ③スクールアドバイザーによる児童生徒及び保護者へのカウンセリングの充実 ④進路指導と関わらせた不登校児童生徒の進学や就職等への支援の充実 	学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
相談機関の充実と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士などの専門家を招いて行う教育相談、ほほえみ相談を増やすなどの充実を図り、増加・多様化する心の問題に関する相談に対応していきます。 複雑化する問題に対応するため、子ども相談センター※等関係機関との連携を強化し、適切な対応に努めます。 	スクールアドバイザー、スクールカウンセラー※、スクール相談員等による教育相談を実施し、心に関する相談を実施します。 <ol style="list-style-type: none"> ①スクールアドバイザーによる児童生徒及び保護者への相談活動の実施 ②スクールカウンセラー、スクール相談員による相談活動の実施 ③校内の教育相談主任が中心となった関係機関との連携のさらなる強化 	学校教育課
学校、家庭、地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心の教育は、学校だけではなく、家庭、地域がそれぞれに役割を果たし、また連携して取り組む課題であるという共通認識をもって推進していきます。家庭の教育力を高める講座等を開催するとともに、人や自然とふれあう中で心を育む体験活動、校外学習などを地域、学校が連携して実施していきます。 	道徳教育を核として位置付け、学校、家庭、地域が連携した心の教育を今後も推進します。 <ol style="list-style-type: none"> ①道徳教育を中心とした心の教育の推進 ②町道徳教育推進協議会による地域ぐるみの取り組み ③地域と学校が連携した体験学習及び校外学習の検討 	学校教育課

③ 学校保健の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健体育の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。 	今後も保健体育科の保健分野の学習を中心として、飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育を推進します。 <ol style="list-style-type: none"> ①保健体育の授業を通じた取り組み ②保健だよりを通じた働きかけ ③教職員の研修のさらなる充実 ④養護教諭による健康教育に係る授業の実施 	学校教育課
心の健康づくりに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 思春期に多くみられる悩みへの対応、ストレスの解消法など、心の健康づくりに関する教育を行います。また、保健だよりなどを通じて、家庭に対しても子どもの心の健康づくりに関する情報を提供します。 	今後も悩みやストレスの解消法など、心の健康づくりに関する教育を推進し、情報を提供します。 <ol style="list-style-type: none"> ①保健だより等の配布を通じた家庭への情報提供 ②学級懇談会等による保護者への情報提供 	学校教育課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
正しい生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・偏った栄養や運動不足による肥満、朝食の欠食、睡眠不足など、生活習慣の乱れは子どもの成長に影響を及ぼします。また、成長後においても、生活習慣病につながる事が考えられることから、子どもの時からの正しい生活習慣を身につけ、健康管理能力を高められるよう指導を行います。また、保護者に対しても指導、情報提供を行います。 ・歯みがき指導などを通じて、う歯の予防を推進します。 	<p>基本的な生活習慣の確立に向けた指導を日常的に行い、継続していきます。また、子どもの実態について保護者への指導及び情報提供を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学年懇談会、学級懇談会での情報提供 ②個別懇談での個に応じた指導の実施 ③全国学力・学習状況調査の生活面に係る質問紙の分析及び保護者への情報提供 ④幼稚園及び小中学校での全校歯みがきの実施 	学校教育課
母子保健事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の学校における保健事業の実施にあたっては、母子保健事業、健康づくり事業等との連携を図りながら推進します。 	<p>保健事業の実施にあたり、事業のねらいを明確にし、養護教諭及び保健主事との連携を図りながら、母子保健事業、健康づくり事業等を推進します。</p>	学校教育課





4 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健・医療サービスの充実を図ります。また、障がいなどを早期に発見し、早期に適切な療育へとつながるよう、関係機関が連携を図り療育のネットワークを確立します。

(1) 母子保健サービスの充実

安全な妊娠・出産、乳幼児の成長を支援するため、女性健康診査、妊婦健康診査、乳幼児健康診査など保健サービスの内容の充実に努めるとともに、利用しやすいサービスとなるよう開催方法等の工夫に努めます。また、健診結果などから必要な妊婦や子どもに対しては、継続的な支援を行います。

① 安全な妊娠への支援

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
女性の健康診査の充実	・貧血、生活習慣病などの早期発見をするため、健康診査の機会のない18歳～39歳の家庭の主婦や自営業の女性を対象とした健康診査の受診を勧め、必要に応じて栄養、運動、喫煙など生活習慣の見直しを行います。	30代の全町民対象に30代健康診査を実施します。	保健センター
不妊相談への支援	・不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。	不妊治療や助成制度についてのポスター掲示、チラシの配布を行い、相談者に説明を行います。	保健センター
不妊治療費の助成	・体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと診断された人を対象とする、県の特定不妊治療費助成事業についての周知を図ります。 ・県事業（1年度10万円を限度とし、通算2年間助成）の上乗せについて検討します。	不妊治療や助成制度についてのポスター掲示、チラシの配布を行い、相談者に説明を行います。	保健センター

② 妊婦健康診査の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
妊婦健康診査の受診率の向上	・健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠中毒症などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要となります。母子健康手帳交付時等において、健診の受診勧奨を行い受診率の向上を図るとともに、生活指導を行います。	母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨を行い、毎月の受診済み受診票チェックを欠かさず行います。	保健センター



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
受診しやすい工夫	・健診の1人あたりの受診票配布枚数の増について検討します。	平成22年度から、妊婦健診助成対象項目を拡大します。	保健センター

③ 乳幼児健康診査の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
乳幼児健康診査の内容の充実	・健診の場における医師（内科・歯科）、心理相談員、保健師、栄養士、歯科衛生士などスタッフの確保に努めるとともに、資質の維持向上を図ります。また、健診を、育児の交流の場や、話を聞いてもらえる安心の場として活用していきます。	スタッフの確保と資質の向上に努めます。	保健センター
乳幼児健康診査のPRと未受診児への支援	・乳幼児期は子どもの発育発達の上で非常に大切な時期にあたることから、健診のPRに努め、受診を勧奨します。未受診児については、電話相談、家庭訪問などにより支援に努めます。	健診受診の個別案内ハガキを送付し、受診率の向上を図ります。	保健センター
受診しやすい工夫	・健診の実施にあたっては、待ち時間の工夫、健診児のきょうだいの託児など、安心してゆったりと受診できるよう検討します。	乳幼児健診の待ち時間を利用し、絵本の読み聞かせを行ったり、母子指導室での保育士配置を行います。	保健センター

④ 保健指導の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
相談、健康診査等での保健指導の充実	・乳幼児相談においては、ゆっくり相談ができる環境の整備に努めます。 ・訪問指導については、早期に子どもの発育発達の確認を行うとともに、子育て不安の解消を図るため、最初の乳児健診までに乳児のいる家庭を訪問します。また、訪問にあたっては、母子保健サービスにとどまらず、各種の子育て支援サービス、仲間づくりのサークルなどの情報を提供します。 ・保健指導に関わるスタッフを充実させ、相談体制の強化に取り組みます。	スタッフを充実させ、乳幼児全戸訪問事業、養育支援事業など相談体制の強化に取り組みます。	保健センター
ハイリスク妊婦や要経過観察児への適切な支援	・ハイリスク妊婦や健診後に経過観察が必要と考えられる親子については、家庭訪問、電話相談などで継続的な支援を行います。また、必要に応じ、関係機関との連携を図り、早期療育へと結びつけていきます。	ハイリスク妊婦については、妊婦健診受診票で経過を観察し、「異常なし」以外の結果がみられた場合には、電話で状態を確認します。健診で経過観察となった児童の保護者へは、定期的に電話連絡し、必要に応じて各機関へ連絡します。	保健センター



⑤ 歯科健康診査・歯科保健指導の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
妊娠期からの歯科指導の充実	・妊娠期からの歯の健康づくりに関する意識啓発とともに、歯科健診の受診勧奨を行います。	妊婦歯科健診の受診勧奨と、事業を行う際、歯科保健についての指導を行います。	保健センター
歯科健康診査の充実	・乳幼児健診時に保護者の歯科健診を同時に実施するなどの工夫により受診しやすい歯科健診の整備に努めます。	3歳児健診と同時に保護者の歯科健診を実施します。	保健センター

(2) 食育の推進

食生活は生涯を通じた健康づくりの基本であり、食習慣の乱れや過度のダイエットなどは、子どもの成長に大きな影響を及ぼします。また、家族だんらんの食事は、ストレスの解消や家族関係づくりに重要です。このため、食に関する教育や情報提供の充実を図るとともに、調理、作物の栽培など体験的学習機会の提供に努めます。

① 食育の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
妊娠期からの栄養指導の充実	・妊娠期からのアレルギー防止対策を含め、健康的な食生活をめざした指導の充実を図ります。	プレママキッチンにて、妊婦向けの栄養について指導を行います。	保健センター
給食を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・給食に地域の食材、献立を採り入れるなど、保育所や学校の給食を生きた教材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進していきます。 ・肥満、やせ、食物アレルギーなど、食に起因する健康問題については、個々の子どもに応じたきめ細かな助言を行っていきます。 	給食に地域の食材、献立を取り入れるなど、学校の給食を生きた教材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進します。また、栄養教諭との連携を図りながら、食に関する授業を実践します。 <ul style="list-style-type: none"> ①給食の献立への地域食材の導入 ②献立表及び給食だよりによる献立に関する情報提供 ③小学校での家庭科及び技術・家庭科の食に関する授業の実践 ④栄養教諭による食に関する授業の実践 ⑤養護教諭、給食主任、栄養教諭と連携した食育指導のさらなる充実 	学校教育課
		野菜栽培や給食を活用した食育を実施します。食に配慮が必要な園児の保護者と懇談し、情報の共有を図り、細やかな対応を行います。	健康福祉課
親子の調理教室等の開催	・親子・家族を対象とした調理教室など、食に関する学習機会の充実を図り、食に関する理解を深めていきます。	食育教室にこにこキッチンを開催します。	保健センター



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
栽培・収穫から調理までの体験学習の実施	・地域の協力を得ながら、野菜の栽培・収穫から調理までを経験する体験的学習などの機会を提供し、食への関心が高まるよう努めます。	幼稚園及び小中学校で、野菜の栽培・収穫から調理までを経験する体験的な学習を実施します。 ①学校菜園の整備と充実 ②地域の方を招待する収穫祭の実施 ③地域の方から学ぶ野菜づくり	学校教育課
		各園にて実施します。	健康福祉課

(3) 小児医療等の充実

地域においていつでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関・団体の協力を得ながら、小児医療体制の充実を図ります。また、救急医療や予防接種の知識の普及に努めます。

① 小児医療の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
休日・夜間診療の充実	・関係機関、団体と協力して、休日・夜間等の小児医療体制の充実に努めます。	医師会等と連携し、休日・夜間の救急窓口を周知します。	保健センター
休日・夜間の相談窓口の設置	・救急の診療までは必要ないが、適切な処置等について相談できる窓口の設置を検討します。	町として設置は行っていないが、県の相談窓口の紹介を行います。	保健センター
救急医療の知識の普及	・人工呼吸、応急処置等、救急医療に関する知識を学習する機会の提供に努めます。	小児用AEDを各保育園に配備し、その使用方法や人工呼吸、応急措置などの講習会を開催します。	健康福祉課

② 予防接種の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
予防接種の知識の普及	・両親学級、乳幼児健康診査、訪問指導などの機会を通して、予防接種の知識の普及に努めます。	事業、訪問の機会を通して、予防接種の知識の普及に努めます。	保健センター
予防接種体制の充実	・予防接種が受けやすいよう、医療機関での個別接種化を拡充するなど、定期予防接種の充実に努めます。	医療機関での個別接種化を行い、受け方を分かりやすく説明します。	保健センター
未接種者への勧奨	・接種状況を乳幼児健診、就学児健診などで把握し、未接種者へ接種を勧奨します。	機会があるごとに未接種者への接種勧奨を個別通知、面接等で行います。	保健センター



(4) 障がいのある乳幼児等への支援

障がいのある児童に対する乳幼児期からの適切な訓練は、将来の障がいの軽減とさまざまな生活能力の獲得につながることから、早期療育を実施する通園施設の充実、障がい児保育の充実を図ります。

① 早期療育の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
療育ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの早期発見、早期療育につなげるため、乳幼児健康診査や乳幼児相談等を実施します。経過観察の必要な子どもに対しては、乳幼児相談や訪問指導を通して継続的な支援を行います。また、療育が必要な場合には児童デイサービス、さらに専門医療機関の紹介など、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、保健センター、保育所・幼稚園、子ども相談センター※などとの連携を図り、支援していきます。 	<p>入園予定者で配慮が必要な児童に適切なサービスの提供につながるよう保健センターと懇談会をもち情報共有を図ります。</p>	健康福祉課
		<p>1歳6か月児健診、3歳児健診において、いずみの園指導員が参加し、療育が必要な子、気になる子を連携した療育につなげられるよう配慮しています。また、関係機関との連携を行い、継続的に児童と関われるよう体制を整備します。</p>	保健センター
児童デイサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 発達に遅れがみられる就学前児童が、施設に通いながら日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを受ける児童デイサービスについては、指導の専門性を高めるなどの充実を図ります。また、就学後についても、関係機関との連携を図るなど継続した支援を行います。 	<p>いずみの園の運営。同園職員の研修派遣のほか、同園に支援員を配置します。</p>	健康福祉課
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもに対する加配保育士の配置、職員の研修など、障がい児保育の充実を図ります。 障がいのある子どももいない子どもと一緒に保育を行う統合保育を推進し、障がいのある子どもの発達を促します。同時に、障がいのない子どもへのノーマライゼーション※理念の浸透を図ります。 保育所のバリアフリー※化を推進します。 研修会への派遣、勉強会の開催等、障がい児関連施設職員との交流等により、保育士等職員の専門性を高めていきます。 学校との連携を図り、学校の特別支援教育につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①加配保育士を配置します。 ②障がい担当保育士を研修へ派遣し専門性を高めます。 ③小学校への情報提供をします。 ④施設改築に併せバリアフリー化を推進します。 	健康福祉課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの障がいを受け入れ、発達に応じた訓練や治療につなげるためには、十分な説明と継続的な支援が必要です。このため、町においては各種の研修の活用、関係機関・施設との情報交換などで、担当職員の相談・指導力の向上に努めます。 ・子ども相談センター※、発達支援センターなど、各種相談機関との連携を強化し、適切な相談・助言を行っていきます。 	<p>保健センター、いずみの園と連携し、問題児の把握や指導に努めます。</p> <p>保健師が必要な研修に参加し、各職員へフィードバックすることにより、資質向上に努めています。困難な事例は、各機関との情報共有に努め、多機関で対応にあたります。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>保健センター</p>





5 安心して子育てのできるまちをきずこう

子育てをしながら仕事を続けることを選択する女性は今後さらに増加すると予測され、多様化する就労形態やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が一層必要になってきます。また、仕事を中断して子育てをすることを選択した場合でも、子育ての孤立化や、緊急時への対応などが問題となっており、これらの家庭への支援が求められています。保育サービス、子育て不安解消のための相談・情報提供・仲間づくりの場、経済的支援、などの充実を図るとともに、地域、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を働きかけ、安心して子育てのできるまちをめざします。

(1) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

住民、事業所等に対して、子育ての社会化、男性の子育てへの参加、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を呼びかけていきます。

① 家庭・企業・地域への啓発活動の強化

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
看護・育児・介護休暇制度等のPR	・関係機関と協力して、看護・育児・介護休暇制度等をPRし、取得を促進します。また、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を検討していきます。	ワーク・ライフ・バランス※に関する県チラシ等を窓口を設置します。	健康福祉課
		広報紙での特集掲載、及び企業、労働組合との会合等を通じ、制度の普及・啓発に努めます。	産業課
シンポジウムの開催	・男女の働き方の見直しなどについて、岐阜労働局等関係機関と協力してシンポジウムを開催していきます。	関係機関と連携し啓発を行います。	健康福祉課
		男女の働き方の見直しなどについて、広報紙で事例紹介します。	産業課
一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ	・301人以上の事業主はもちろん、300人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供、相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行っていきます（平成23年4月1日以降は101人以上の事業主に義務づけられます）。	関係機関と連携して啓発を行います。	健康福祉課
		機会を通じ関係機関へ行動計画の策定を促します。	産業課

② 再就職等への支援

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
再就職等のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談やIT関連等の職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。 ・関係機関と協力して、再就職準備セミナー等を開催していきます。 	役場玄関ロビーにハローワークの求人情報を掲示するなど、情報提供に努めます。	産業課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
各種助成制度のPR	・関係機関と協力し、事業主に対して、職場復帰等に関する助成制度や事例の紹介を行います。	教育訓練給付金などの助成制度を広報紙、会合等で周知します。	産業課

③ 職場の保育施設等の整備等啓発

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
事業所内保育施設の整備促進	・従業員のために託児施設を設置、増築などした事業主に対して支給される事業所内託児施設助成金等をPRし、事業所内の保育施設の整備を促進します。	機会あるごとに制度のPRに努めます。 相談やお尋ね等受付時に制度のPRや利用促進に努めます。	産業課 健康福祉課
適切な保育環境や設置基準などの助言	・保育施設を設置する事業所に対し、適切な保育環境や設置基準などを助言していきます。	県の立ち入り調査に同行し指導助言を実施します。	健康福祉課

④ 職場における母性保護と健康の確保の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
母性健康管理指導事項連絡カードのPR	・就労妊婦が安心して妊娠生活を送れるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。	母子健康手帳交付時に、母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、説明します。	保健センター
保健指導の充実	・妊娠中の保健指導の充実を図るとともに、両親学級等に参加しやすい開催方法を検討します。	妊婦健康診査受診票に基づき、妊婦の健康管理、必要時の保健指導を行う。また、両親学級への参加勧奨も行います。	保健センター

(2) 子育て支援サービスの充実と社会参加の促進

仕事と子育ての両立を支援する保育サービスや放課後児童クラブの充実はもちろん、ふだんは家庭で子どもをみている保護者が病気のと きなどに利用する一時預かり保育など、すべての子育て家庭への支援に努めます。

また、ひとり親家庭、障がいのある児童のいる世帯や外国人の子育て家庭等、特に支援を必要とする家庭へのサービスの充実に努めます。

① 保育サービスの充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
低年齢児保育の拡充	・子ども数は減少の傾向にありますが、3歳未満児の保育については、利用は大幅に増加すると予測されるため、低年齢児保育の拡充を図ります。	低年齢児保育途中受入促進事業に取り組みます。	健康福祉課
延長保育※の拡充	・住民のニーズに合わせ、11時間を超える延長保育実施施設の拡充を図ります。	6園で12時間保育を可能とします。	健康福祉課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
障がい児保育の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもへの加配保育士の配置、職員の研修など、障がい児保育の充実を図ります。 ・障がいのある子どももいない子どもと一緒に保育を行う統合保育を推進し、障がいのある子どもの発達を促します。同時に、障がいのない子どもへのノーマライゼーション*理念の浸透を図ります。 ・学校との連携を図り、学校の特別支援教育につなげます。 ・保育所のバリアフリー*化を推進します。 ・研修会への派遣、勉強会の開催等、障がい児関連施設職員との交流等により、保育士等職員の専門性を高めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①加配保育士を配置します。 ②障がい担当保育士を研修へ派遣し専門性を高めます。 ③小学校への情報提供をします。 ④施設改築に併せバリアフリー化を推進します。 	健康福祉課
休日保育*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・休日の保育のニーズに応えられるよう、広域入所条件の緩和等、利用しやすい体制について検討します。 	広域入所を継続実施します。休日保育はニーズの動向を注視しながら検討していきます。	健康福祉課
特定保育の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイムなど保護者の多様な就業形態に対応するため、週2～3日、または半日のみの必要に応じて柔軟に利用できる特定保育の実施について検討します。ただし、一時預かり保育制度とサービスが類似することから、利用状況に応じて柔軟に対応できるよう検討していきます。 	一時預かり事業を継続して実施します。	健康福祉課
病後児保育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できないときに、医療機関等で預かる病後児保育は、看護休暇が十分認知されていない現状においては、仕事と子育ての両立を図る上で最も必要とされるサービスの一つとなってきています。このため、広域医療機関等の協力を得て拡充に努めます。 	病後児保育所の委託実施を継続しながら、広域利用の導入など効率的な運用を検討します。	健康福祉課
幼稚園の預かり保育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の子育て機能を充実する観点から、すべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進していきます。 	<p>保護者のニーズにできるだけ応えるべく、すべての幼稚園において午前8時15分からの「預かり保育」を実施します。</p> <p>①弾力的な「預かり保育」の実施</p>	学校教育課



② 放課後児童クラブの充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
放課後児童クラブ(留守家庭児童教室)の内容の拡充	・利用時間の延長、対象年齢の拡大、長期休暇のみの受け入れなど、内容の充実を検討していきます。	6教室で継続実施しながら開設日数や保育時間の拡大等のサービス拡充を検討します。	健康福祉課

③ 緊急時等における子育てサポート

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
一時預かり保育の実施	・保護者の疾病や事故のため緊急・一時的に家庭での育児が困難な場合や、各種活動に参加する場合などに、子どもを保育所に預ける一時預かり保育については、今後必要性が高まると予測されることから実施していきます。	公立1園で実施(定員10名)します。	健康福祉課
育児支援家庭訪問事業の実施	・子育て不安の多い乳児のいる家庭、問題を抱えて孤立している家庭等を子育てOB(育児経験者)やヘルパーが訪問し、育児指導や家事援助を行います。また、必要に応じ、保健師、保育士等の専門職による技術支援や相談を行います。	必要時には、保健師の訪問を行います。	保健センター
ファミリー・サポート・センター事業の実施	・この事業は、保育所の送迎やその前後の保育、趣味活動等のリフレッシュ時に子どもを預かるなどのサービスを、提供したい人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うものです。自らがサービス提供者となる新しい形の援助システムであり、住民の積極的な参加を得ながら立ち上げていきます。援助会員として、保育士、看護師等を確保することで、病後児などの多様なニーズにも対応できることから、利用者のニーズを把握しながら活動内容について検討していきます。	コミュニティママ子育てサポート事業※を継続しつつ、ファミリー・サポートセンター事業の広域実施を検討します。	健康福祉課



④ 社会参加しやすい講座等の開催

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
託児付きの講座等の促進	・子育て中の保護者の社会参加を支援するため、託児付き講座・講演会等の開催を推進します。	離乳食学級、食育教室等で託児付き事業を行います。	保健センター
		講演会等の内容を見極め対応します。	全課
		子育てネットワーク事業において講演会、教室を開催時に託児を実施します。	健康福祉課
講座等での託児サービスの提供支援	・ファミリー・サポート・センター事業の集団託児をPRし、講座等での託児サービスの提供について支援します。	コミュニティママ子育てサポート会員を活用PRします。	健康福祉課

⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 ・生活資金や奨学金の貸付制度、各種助成制度の充実に向け、国・県に働きかけます。 ・ひとり親家庭の自立に向けた修学等のため、また一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣するなどの母子家庭等日常生活支援事業を検討します。 	<p>児童扶養手当の支給、第2・第3階層の保育料軽減を行います。母子家庭等日常生活支援事業を検討します。</p>	健康福祉課
情報提供の充実	・ひとり親家庭・障がいのある児童のいる家庭のためのパンフレットを配布するなど情報提供の充実を図り、必要なサービスの利用を促進します。	ひとり親家庭ガイドブックを相談時に、障がい福祉の手引きを新規資格取得時に配布します。	健康福祉課
放課後児童クラブ（留守家庭児童教室）の障がいのある児童の受け入れ	・実施施設のバリアフリー※化、職員の専門性の向上を図り、障がいのある児童の受け入れを検討していきます。	軽度障がい児に対応します。	健康福祉課



(3) 子育て不安の解消（相談・情報提供・仲間づくり）

子育てに関して気軽に相談できる体制の整備に努めるとともに、子育ての仲間づくりや情報交換の場となる子育てサロンやつどいの広場を拡充していきます。

また、子育て情報を集積し、情報の再発信や、ネットワークづくりを進めます。

① 子育て相談の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、子育て、療育など、子どもや保護者からのさまざまな相談に対応するため、教育委員会、地域子育て支援センター※、保健センターなどにおいて、電話、面接、グループ、訪問、Eメールなど、利用しやすい多様な方法で対応していきます。 	今後も、スクールアドバイザーによる電話、面接、訪問等の多様な方法で相談活動を充実します。また、教育委員会において電話及び面接を通して子どもや保護者からの相談に対応します。 ①スクールアドバイザーによる児童生徒及び保護者の相談活動の実施 ②電話及び来庁による日常的な相談の実施 ③Eメールを活用した相談の実施	学校教育課
		さまざまな方法で相談を受け付け、対応しています。乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業に取り組みます。	保健センター
		地域子育て支援センターのほか各保育園での地域子育て支援事業の実施します。	健康福祉課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は複雑多様化していることから、子ども相談センター※等関係機関との連携を強化し、各事例に対応した支援に努めます。 	他機関と連携を取り、支援に努めます。	学校教育課
		他機関と連携を取り、支援に努めます。	保健センター
		関係機関と連携し、情報収集や支援方法について協議します。	健康福祉課

② 子育て支援拠点の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
地域子育て支援センターの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターの拡充を図り、未就園児の保護者に対する相談・指導や情報提供、子育てサークルの組織化などを支援していきます。 	地域子育て支援センター（2か所）、移動子育て支援センター（5園×5回/年）実施します。	健康福祉課
つどいの広場・子育てサロンの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場や子育てサロンは、就園前の子どもをもつ保護者が子育て不安を抱え込まないよう、仲間づくりや情報交換の場となるものであり、その増設を推進します。また、地域住民、ボランティア、NPO法人等による運営を検討します。 	子育てコンサルタント事業（サロン）を実施します。ボランティア、NPOによる運営を検討します。	健康福祉課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
保育所・幼稚園の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前の子どもをもつ保護者への相談・指導、親子の交流の場として保育所・幼稚園の開放を検討します。 	今後も就園前の子どもをもつ保護者への相談・指導、親子の交流の場として幼稚園の開放を検討します。 ①副園長会による事業の共通理解と検討 ②就園前の子どもをもつ保護者の現状と実態の把握	学校教育課
		未就園児との交流会や移動子育て支援センター※の際、相談に応じるほか、随時希望者の相談に対応し、地域の子育て支援拠点をめざします。	健康福祉課

③ 子育てサークルの育成支援

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育てサークルの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業として開催している教室の参加者や地域子育て支援センターを利用する保護者などが、自主的に運営する子育てサークルに発展するよう支援を行います。 ・会員募集などのPR機会を提供します。 	支援に努めます。	健康福祉課
		支援に努めます。	保健センター
子育てサークルの活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルが安心して活動できる場として、保育所の集會室、地域子育て支援センター、公民館等の場所の提供を図ります。 	支援の一環として検討します。	健康福祉課

④ 子育て情報の提供

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育て応援ガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス、母子保健サービス、各種相談、地域の子育てサロンや子育てサークル、子どもを対象としたイベントなど、子育て情報が一目でわかる子育て応援ガイドブックを作成します。 	「すこやか子育てのおてつだい」を作成窓口に設置し、健診時にも配布します。	健康福祉課
インターネットによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康や保育所・幼稚園の情報、各種イベント情報など、ホームページの子育て支援情報の内容の充実を図ります。 	垂井町子育てネット（ホームページ）を運営し、内容の充実に努めます。	健康福祉課
子育て支援ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、子育てサロン、地域子育て支援センター、ボランティア、NPO法人等による子育て支援ネットワークを推進します。 	子育て支援ネットワーク担当者会議や総合調整会議を開催します。	健康福祉課



(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

乳幼児医療費助成や保育料の軽減等、子育て経費の負担軽減に努めるとともに、適正な利用者負担についての理解を求めていきます。また、国、県に対して各種手当の拡充を要望していきます。

① 子ども手当等の拡充

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
国、県への要望	・ 子ども手当、不妊治療費助成等の拡充を、国や県に要望していきます。	子ども手当の充実に努めます。	健康福祉課
ひとり親家庭への経済的支援	・ ひとり親家庭や多子世帯の保育料の軽減、町営住宅の優先入居などの支援を検討していきます。	母子世帯の第2・第3階層保育料の軽減します。多子世帯の保育料第2子1/2、第3子無料にします	健康福祉課
		入居者の選考過程において配慮するよう検討します。	建設課

② 医療費等にかかる経済的負担の軽減

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
乳幼児医療費の助成	・ 乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児の医療費の助成について拡充を図ります。	中学校終了前までの保険診療分の自己負担額を助成します。	健康福祉課

③ 保育所や幼稚園の経費負担の見直し

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
保育所・幼稚園保育料の見直し	・ 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育所保育料が国の徴収基準額より軽減されていますが、これからも保護者の経済的負担の軽減に配慮していきます。また、幼稚園の保育料の軽減についても就園奨励事業を実施し、保護者の経済的負担に配慮していきます。	今後も保護者の経済的負担の軽減を図るため、就園奨励事業を実施し、幼稚園の保育料の軽減について配慮します。 ①月額5,500円の保育料の徴収	学校教育課
		平均的な第4・第5階層で国徴収基準額の43%~62%に設定します。	健康福祉課

(5) 地域ぐるみの子育ち・子育て*支援の促進

子どもたちが地域の人々とふれあい、さまざまな感動を体験することは、子どもの成長にも、地域づくりにとっても必要です。地域の行事、スポーツ、文化活動等を通して、子どもの育ちを支援していきます。

また、地域住民、自治組織、ボランティアなどが主体となって、子育て支援など地域の福祉課題を解決していく、地域福祉活動を推進するとともに、その活動を支えるジュニアリーダー、ボランティアなど、人材の育成を推進します。



① 子育て・子育て*を支える人材の育成

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育てボランティアの育成	・子育てサロンなど子育て支援に関わるボランティアの育成及びその活動を支援していきます。	育成支援に努めます。	健康福祉課
NPO等市民団体の育成支援	・子育てを支えるNPO法人をはじめとする市民団体の育成や支援を行います。 ・さまざまな子育て支援事業について、NPO法人等への委託が適切かを検討していきます。 ・福祉講座の開催などによって、福祉関連のNPO法人立ち上げ・運営ノウハウの提供をするなど、育成支援を行っていきます。	子育てNPOの育成支援に努めます。	健康福祉課
子育て人材バンクの整備	・体験学習など子どもの育ちを支援するボランティアなど地域人材の発掘と活用を図るため、子育て人材の情報を一元化し、子育て人材バンクを整備します。	県の人材バンク「子育てマイスター」や子育て応援ステーション、NPOセンターなどとの連携を図ります。	健康福祉課

② 地域活動の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
地域活動の連携支援	・PTA、子ども会等の活動や、社会福祉協議会が進める地域福祉活動等の連携を支援します。	連携支援に努めます。	健康福祉課
		今後においても、各校区のPTAが中心となり、地域活動に支援していきます。	生涯学習課
児童委員、主任児童委員活動の活性化	・地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。	毎月1回定例会議で必要な情報提供を行います。県主催研修会等を積極的に参加奨励します。	健康福祉課



6 子どもにやさしいまちをきずこう

子育て家庭が安心して子どもを育てられるまち、子どもがのびのびと遊び回れるまち、そんなやさしいまちづくりをめざしていきます。

障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリー^{*}のまちづくりは着実に進んできていますが、今後は、さらに一歩進めた、あらかじめだれもが使いやすい設計とするユニバーサルデザイン^{*}の考え方を採り入れていきます。また、子どもが広場や公園でのびのびと遊べるまちが理想ですが、現実には子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる心配があります。交通安全対策、防犯対策を地域ぐるみで取り組み、子どもを守っていきます。

(1) 子育て家庭にやさしい公共施設等の整備促進

公営住宅の建て替えにあたっては、子育て家庭への配慮を行うとともに、ファミリー向け賃貸住宅の供給を促進します。

また、公共建築物、歩道、公共交通機関等については、子ども、子ども連れ、妊婦などが安心して出かけられるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本として整備を推進します。

① 住環境等の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
良好な住環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園や緑地を含むなど、子育てにも配慮した公営住宅を計画的に建て替え整備し、若い世代の定住を促進します。 良好なファミリー向け賃貸住宅の提供を促進します。 三世帯同居住宅の融資制度など、住環境の整備に関する情報提供に努めます。 	公営住宅における子育て世帯の優先入居枠の設定など、子育て家庭の住まいの確保の支援策を検討します。	建設課

② 子どもに配慮した施設設備の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
歩道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の整備、歩道の段差解消など、随時整備を図っていきます。 駅については、交通バリアフリー法の基準にそって整備が完了し、その周辺についても随時整備を進めます。 	歩道と車道の境界の段差や勾配について改善を図ります	建設課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子どもにやさしい公共建築物等の整備	・公園・公共建築物などは、子どもや子ども連れなどにやさしい整備を推進します。ハートビル法や県の基準にそった整備を進めることはもちろん、特に、子ども連れの利用が多い施設については、オムツ替えや親子で利用できるトイレの整備、授乳スペースの確保などへの配慮に努めます。	清水、相川児童公園の便所を洋便器に取替予定です。	建設課
ユニバーサルデザイン※を導入した整備	・公共建築物等の整備にあたっては、だれにも使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を採り入れていきます。	各所管する施設において整備等が必要となった際には、公共施設誘導標識の設置やキッズトイレの整備、授乳室の確保等を検討していきます。	全課・施設
子育てバリアフリー※マップの作成	・子育てサークル、子育てボランティア、児童委員などの協力を得ながら、授乳コーナー、子ども連れにやさしいトイレの設置場所、子どもの一時預かり場所、遊び場など、子育て家庭が安心して外出できる情報をまとめたバリアフリーマップを作成します。作成にあたっては、広い範囲の情報が盛り込めるよう広域で進めます。	今後検討していきます。	健康福祉課

(2) 防犯・交通安全の推進

子どもを巻き込んだ事故や犯罪が後を絶ちません。子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、関係機関・団体、地域住民が協力して、交通安全対策、防犯対策を推進します。

① 子どもを犯罪から守る環境の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子ども110番の家の推進	・学校、地域等が連携して、子どもを危険から守る「子ども110番の家」の推進を図ります。緊急避難場所としての存在をPRし、子どもに関わる犯罪の抑制に努めます。	町内全域への拡大を推進します。	学校教育課
防犯灯などの整備	・防犯灯の整備を推進します。	継続し、防犯灯の修繕、新設、整備を実施します。	企画調整課
地域環境の浄化の推進	・有害図書等の自動販売機の撤去運動、本屋やレンタルビデオ店への立ち入り調査などを推進し、青少年への販売をしないよう働きかけていきます。	今後においても、青少年健全育成の中で、書店等への立ち入り調査を実施し、青少年への販売等への啓発をしていきます。	生涯学習課



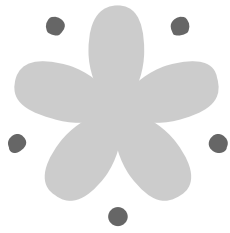
事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
少年非行の早期発見、防止活動の推進	・パトロールの実施など、少年非行の早期発見や防止のための活動を推進します。また、非行に関する相談機能の充実を図ります。	今後において、青少年を取り巻く運動等において、パトロール等を強化し、さらに広報等においてもPRしていきます。	生涯学習課
子どもへの暴力防止プログラムの普及（再掲）	・虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムを、保育所・幼稚園、学校において導入し、その普及を図ります。	虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムを、すべての幼稚園、学校において導入します。 ①生徒指導主事が中心となった校内体制づくりの推進 ②虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムの幼稚園及び学校への導入 ③CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)に関する研修会の実施	学校教育課
		全保育園において、岐阜県警と連動した防犯教育やCAPプログラムの導入に取り組みます。	健康福祉課
地域の防犯ボランティアの育成	・地域住民による防犯ボランティアの立ち上げを奨励していきます。 ・犯罪の現状や防犯対策についての情報提供、講演会の開催等を行い、住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	防犯ボランティア等の立ち上げ、活動を支援します。	企画調整課
学校等における防犯対策の推進	・学校、保育所・幼稚園において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練を開催します。 ・学校内等における防犯機器・器具等の充実を図ります。	今後も幼稚園及び小中学校において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練を開催する。また、学校内等における防犯機器・器具等の充実を図ります。 ①不審者対応へ教職員の研修の実施 ②不審者対応の防犯教室及び訓練の実施 ③学校における防犯機器や器具等の日常的な点検と整備 ④学校訪問における防犯機器・器具等の点検	学校教育課
		①各保育園にて防犯訓練(3回/年)実施。 ②防犯器具(刺股、催涙スプレー)設置。 ③警備業者による機械警備実施	健康福祉課



② 子どもを災害から守る環境の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
交通安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 警察、交通安全協会と交通指導員による交通安全指導を行っていきます。また、危険な下校の時間帯の見守りについても協力を要望していきます。 保育所、幼稚園、小中学校との連絡を密にし、交通ルールや通学時の交通マナーを指導し、交通安全教育の充実を図ります。 	今後も警察や子ども見守り隊等と連携を図りながら登下校指導を行います。また、交通安全教育の視点から交通ルールや交通マナーの指導の充実を図ります。 ①日常的な登下校指導の実施 ②交通安全教室の実施 ③保護者の参加による交通ルールや交通マナーを学ぶ場の位置付け（授業参観等）	学校教育課
		各保育園で交通指導員による交通安全教室を開催します。（1回/年）	健康福祉課
		警察など関係機関及び関係課と連携し、交通安全教室など安全教育を実施します。	企画調整課
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防火ポスターの募集、親子を対象とした防災講習会の開催など、防災教育の推進を図ります。また、幼年・少年消防クラブの育成強化に努めます。 	防火ポスターの募集、親子を対象とした防災講習会の開催など、防災教育を推進します。 ①防火ポスターの取り組み ②日常的な防火教育の推進 ③防火に関する標語の取り組み	学校教育課
		①防火ポスター募集（1回/年） ②少年消防クラブ夏季研修 ③防火教室（映画）を実施（2回/年）	健康福祉課
		消防署など関係機関及び関係課と連携し、防災教育を推進します。	企画調整課
通学路等の危険箇所の点検・改善	<ul style="list-style-type: none"> 通学路、子どもの遊び場、河川等について危険箇所の点検を行い、歩道、ガードレールの整備など必要な改善を行います。また、信号機、横断歩道などの危険箇所への整備について警察と協議し、公安委員会に要望していきます。 	垂井栗原線御所野交差点改良工事 栗原青野線綾戸交差点改良工事します。	建設課
		警察など関係機関及び関係課と連携し、安全対策を推進します。	企画調整課





第6章

計画の推進に向けて





第6章 計画の推進に向けて

1 計画推進体制の構築

計画の推進にあたっては、庁内各課および保育園、幼稚園、小学校、中学校間の連携や情報の共有と適切な役割分担に基づく体制の強化を図ります。

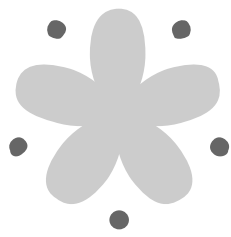
また、この計画は、児童福祉にとどまらず、母子保健、教育、環境、道路、施設整備等、庁内の様々な関連課署にわたり、5年間の集中的・計画的な取り組みが必要であることから、町内の子育て支援に関わる住民組織や子ども相談センター※、保健所、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整をこれまで以上に組み込んでいく必要があります。

2 計画の内容と実施状況の周知

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く町民に周知するものとします。

3 計画の進捗状況の把握

行動計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果を、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。



資料編





資料編

1 垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 垂井町におけるすべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するとともに策定後の実施状況の評価等を行うことを目的として、垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 行動計画の策定に関すること
- 二 行動計画の評価に関すること
- 三 その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる関係機関等の代表者（以下「委員」という。）及び町長が必要と認める者で組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。会長は委員の互選により選出する。副会長は会長が指定する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年11月10日から施行する。



別表（第三条関係）

<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員 ・子ども会育成連絡協議会 ・保育園保護者会連合会 ・小中学校PTA連合会 ・母子保健推進委員 ・男女共同参画懇話会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会 ・社会福祉協議会 ・幼稚園PTA連合会 ・小学校長
--	---

2 垂井町次世代育成支援行動計画策定・評価委員会委員名簿

（敬称略・順不同）

NO.	氏名	所属名等	備考
1	北島 佳緒留	主任児童委員	
2	富田 正巳	子ども会育成連絡協議会	
3	中尾 里恵	保育園保護者会連合会	
4	松浪 敏郎	小中学校PTA連合会	
5	富田 美智江	母子保健推進員	
6	高木 和由	男女共同参画懇話会	
7	秋田 義彦	ボランティア連絡協議会	
8	桐山 正紘	社会福祉協議会	
9	坂田 はつみ	幼稚園PTA連合会	
10	田中 博文	小学校長	

任期：平成21年11月10日～平成22年3月31日



3 次世代育成支援対策推進法*

目次

第1章	総則（第1条－第6条）
第2章	行動計画
第1節	行動計画策定指針（第7条）
第2節	市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条－第11条）
第3節	一般事業主行動計画（第12条－第18条）
第4節	特定事業主行動計画（第19条）
第5節	次世代育成支援対策推進センター（第20条）
第3章	次世代育成支援対策地域協議会（第21条）
第4章	雑則（第22条・第23条）
第5章	罰則（第24条－第27条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。



(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業[※]その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。



7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期



- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

- 第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

- 第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の



申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法[※]（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。



- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。



第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄



(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成二〇年一二月三日法律第八五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

二 第三条中次世代育成支援対策推進法[※]第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



4 用語集

	用語	解説
ア行	育児休業 7頁	子どもを育てる労働者の雇用の継続を図り、仕事と育児の両立を支援することを目的として定められた休業制度。1992年4月から施行された育児休業法（現在は「育児・介護休業法」）に基づいており、1歳未満の子どもを養育する労働者は、実子、養子を問わず子どもが1歳に達するまでの間で策定する期間休業することができる。原則として1人の子どもにつき1回の取得が認められている。
	延長保育 7・14・31・32・67頁	通常の保育時間のほかに、保護者の就労形態の多様化にこたえて、保育時間の延長を実施すること。
カ行	合計特殊出生率 3・11頁	1人の女性が一生のうちに産む平均的な子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合）の合計から計算される。
	子育て・子育て 24・39・73・74頁	「子育て」は、子どもを育てる親を主語とするもので、子ども側に立った視点を「子育て」という。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 3頁	2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野にいれ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、「結婚したいけどできない」という若い人、「子どもを産みたいが躊躇する」という若い家族を支え、どのような厳しい状況に置かれていても、この社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んでいけるよう、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する国民総参加の子育てにやさしい社会づくりをめざす。
	休日保育 24・32・68頁	保護者が日曜日・祝日の日中に保育ができない児童を対象に、保育園においておこなわれる保育のこと。
	子ども相談センター（児童相談所） 51・58・64・65・71・81頁	児童福祉法によって都道府県・指定都市に義務設置されている児童福祉行政機関。児童の福祉を守る第一線機関として、家庭・その他から持ち込まれる児童の福祉に関する様々な相談に応じ、その児童や家庭にとってもっとも効果的な援助を行う。必要に応じて養護・心身障がい・育成相談、調査・判定・措置、一時保護、巡回相談・指導などを行う。
	コミュニティママ子育てサポート事業 35・43・69頁	安心して子育てができる環境づくりを推進するために、会員相互での子育てのサポートを行うこと。家庭の事情で短時間、数日育児が出来ないときにサポート会員（登録者）より育児サービスを行うこと。
	サ行	次世代育成支援対策推進法 3・6・87・91・94頁



	児童館 35・45頁	「児童福祉法」に基づき、児童健全育成のために設置された屋内型の児童厚生施設。
	児童虐待 22・50・51頁	親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のことで、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。
	スクールカウンセラー 57・58頁	子どもたちの心の痛みの原因となる家庭や学校環境の調整など、総合的な観点から問題解決にあたる専門職。
タ行	地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型） 35頁	地域において子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としている。 ・ひろば型：常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施 ・センター型：地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施
	地域子育て支援センター 16・41・51・52・71・72頁	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭などに対する育児不安などについての指導、子育てサークルなどへの支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としている。
	通常保育 31・32頁	平日の8時30分～16時30分の間、乳児や幼児を預かり保護者の代わりに保育を実施する事業。
	特別支援学級 56頁	学校教育法第81条に定められ、障がい等、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のこと。
ナ行	ノーマライゼーション 64・68頁	障がいのある者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会をめざす理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められる。この理念は、1950年代にデンマークの知的障がい児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展したが、障がい者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である。
	ハ行	バリアフリー 24・56・64・68・70・75・76頁
病児・病後児保育 32頁		地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、診療所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う事業をいう。



	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 33頁	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいないものに、国のガイドラインに従い、授業の終了後に児童厚生施設などの施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
ヤ行	夜間保育 31・32頁	保護者が都合により、夜間に保育が出来ない児童を対象に、保育園において夜の22時頃まで行われる事業のこと。
	ユニバーサルデザイン 24・75・76頁	調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画およびサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障がい者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。
	幼保一元化 52・53頁	幼稚園と保育園の一元化を図ろうとする政策。育児サービスが多様化するに伴い、生じた幼稚園の定員割れと保育所の定員オーバーを解決するべく、幼稚園と保育園を一元化し、財政的に効率的な経営を行おうとする施策。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス 3・66頁	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

垂井町次世代育成支援行動計画



平成22年3月

企画・編集

垂井町

〒503-2193

岐阜県不破郡垂井町1532-1

T E L

(0584) 22-1151

U R L

<http://www.ginet.or.jp/tarui/>